

令和8年1月下旬～2月中旬  
各建設業団体向け説明会資料

# 改正建設業法等について①

国土交通省 中部地方整備局 建政部

令和8年1月



1. 建設業の現状	2
2. 建設業法改正の概要	10
3. 労務費に関する基準の概要	22
4. 労務費に関する基準の実効性確保策	38
5. 建設Gメンによる監視体制の強化	74
6. 生産性向上に向けた支援	84
7. 関係者の皆様へのお願いと周知メッセージ	88

# 1. 建設業の現状

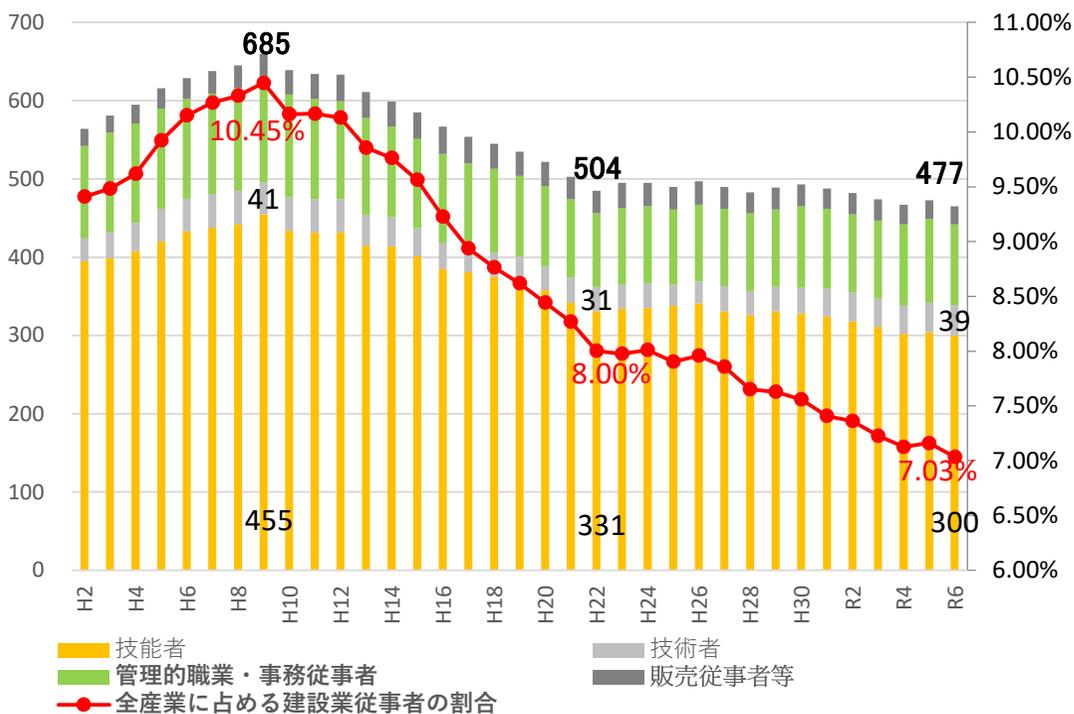
---

## 技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

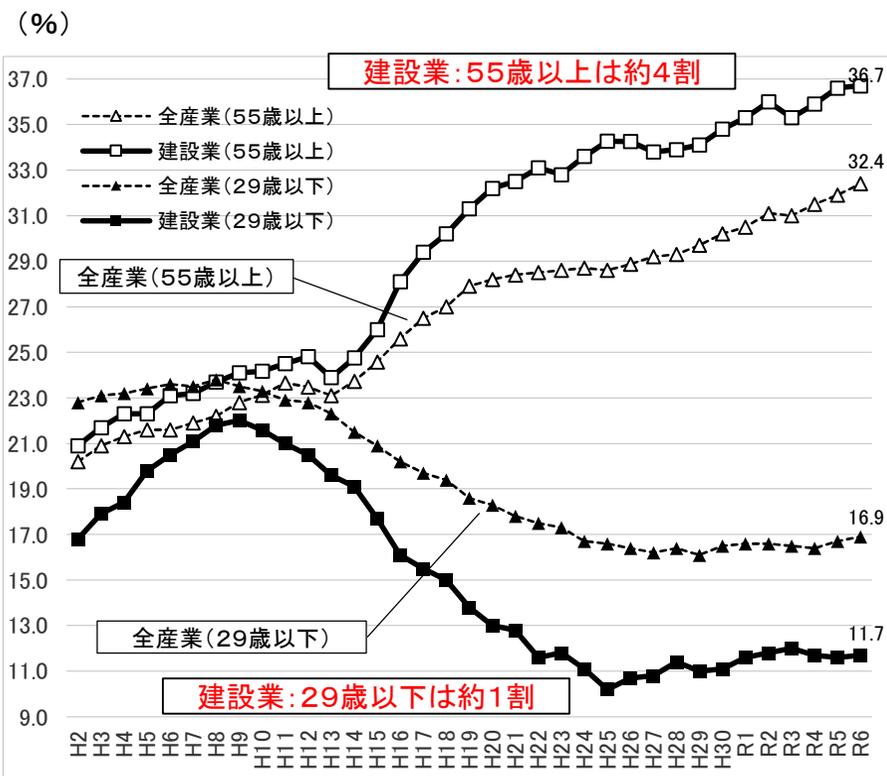
(万人) 建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

## 建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

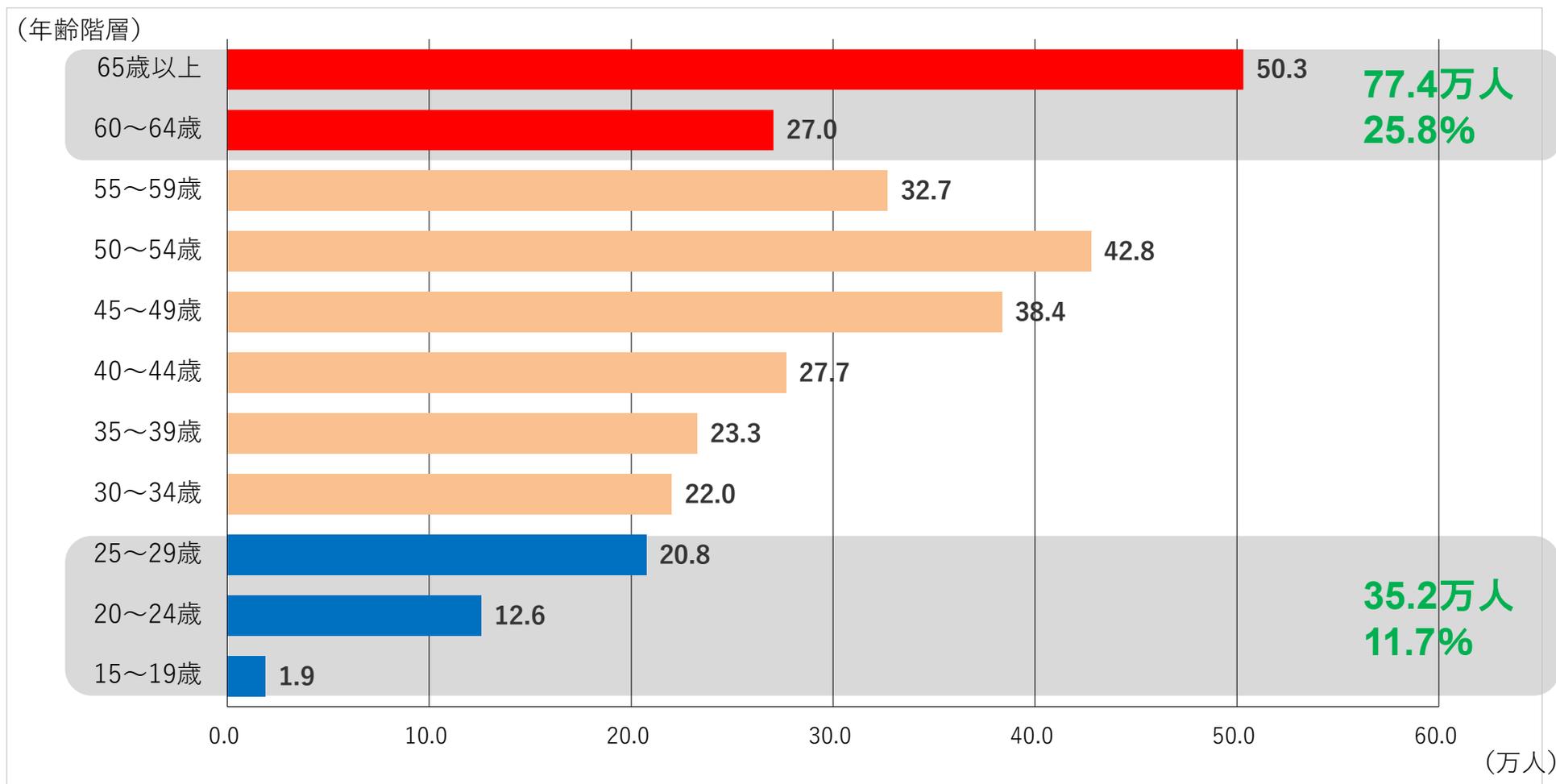


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値

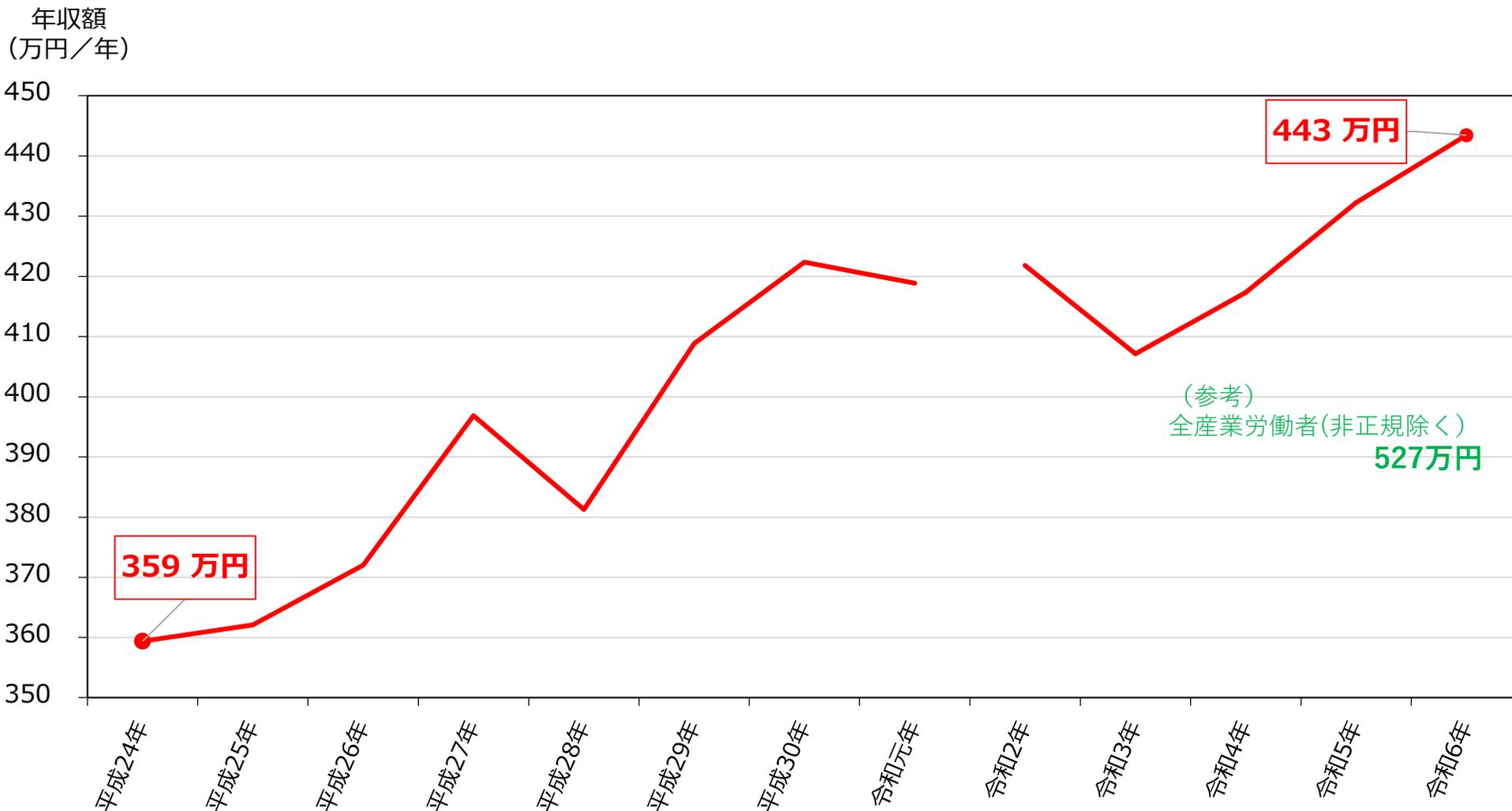
※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



出典:総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成\*

(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額=所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額

- R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

- 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度。
- 仮に最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされることから、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはならない。

## 地域別最低賃金の推移<時間額（円）>

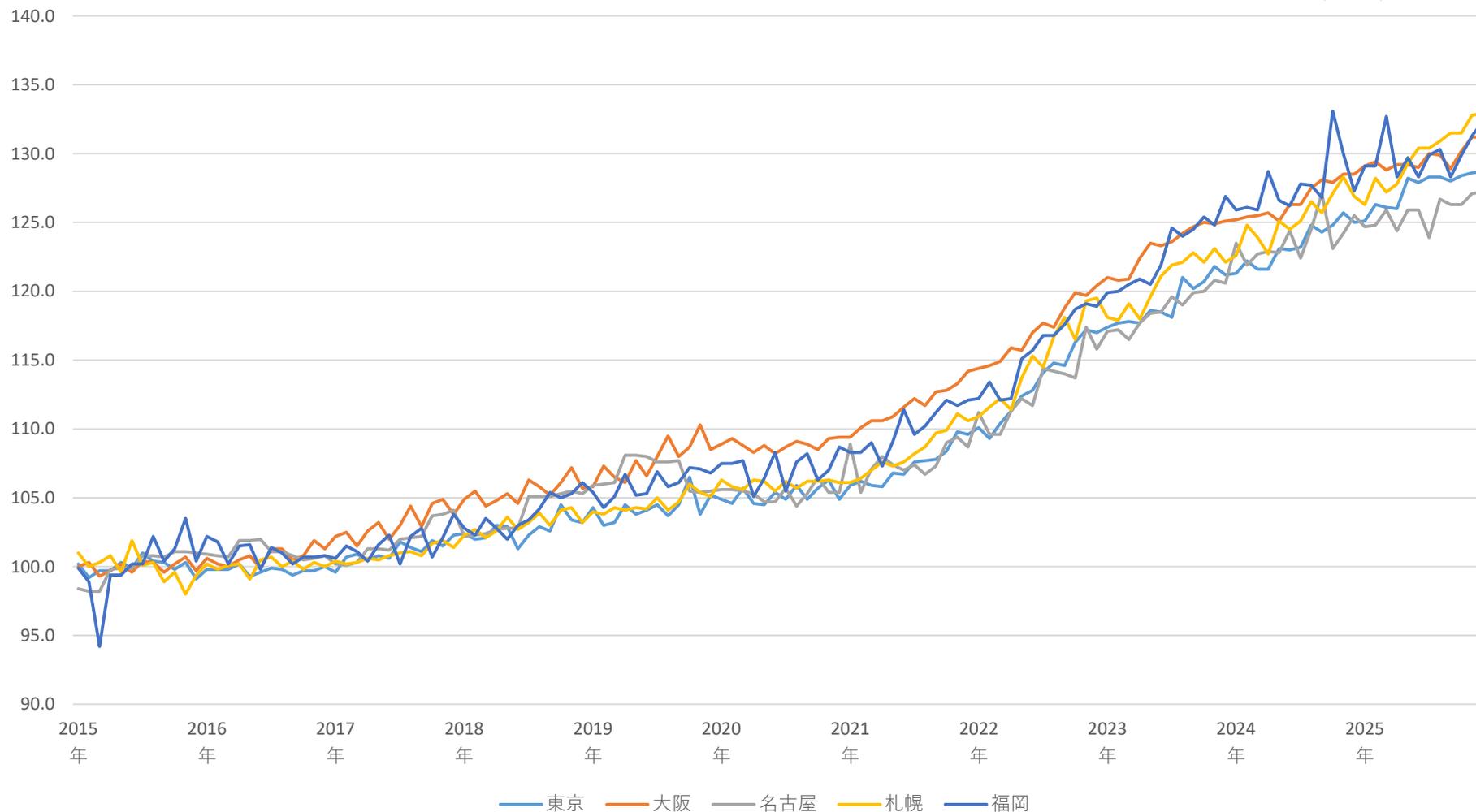
	(参考) 東京都	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
令和7年度	1,226 (+63) R7.10.3~	1,065 (+64) R7.10.18~	1,097 (+63) R7.11.1~	1,140 (+63) R7.10.18~	1,087 (+64) R7.11.21~
令和6年度	1,163 (+50) R6.10.1~	1,001 (+51) R6.10.1~	1,034 (+50) R6.10.1~	1,077 (+50) R6.10.1~	1,023 (+50) R6.10.1~
令和5年度	1,113 (+41) R5.10.1~	950 (+40) R5.10.1~	984 (+40) R5.10.1~	1,027 (+41) R5.10.1~	973 (+40) R5.10.1~
令和4年度	1,072 (+31) R4.10.1~	910 (+30) R4.10.1~	944 (+31) R4.10.5~	986 (+31) R4.10.1~	933 (+31) R4.10.1~
令和3年度	1,041 (+28) R3.10.1~	880 (+28) R3.10.1~	913 (+28) R3.10.2~	955 (+28) R3.10.1~	902 (+28) R3.10.1~
令和2年度	1,013 (±0) R1.10.1~	852 (+1) R2.10.1~	885 (±0) R1.10.4~	927 (+1) R2.10.1~	874 (+1) R2.10.1~
令和元年度	1,013 (+28) R1.10.1~	851 (+26) R1.10.1~	885 (+27) R1.10.4~	926 (+28) R1.10.1~	873 (+27) R1.10.1~

※各県内で働くすべての労働者（外国人労働者を含む）に適用

※括弧内の数字は引き上げ額

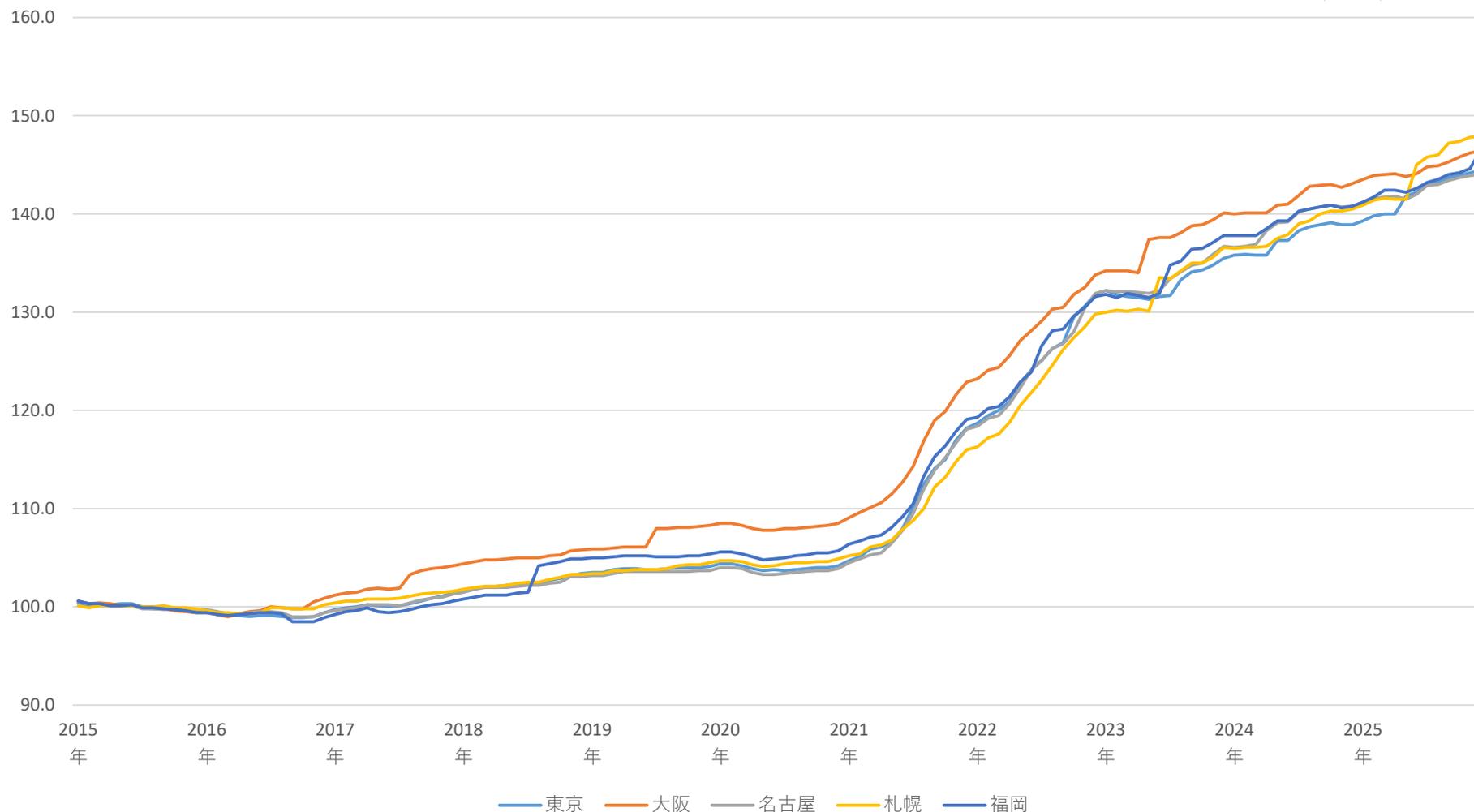
## 工事原価指数 (公共工事)

平成27 (2015) 年=100

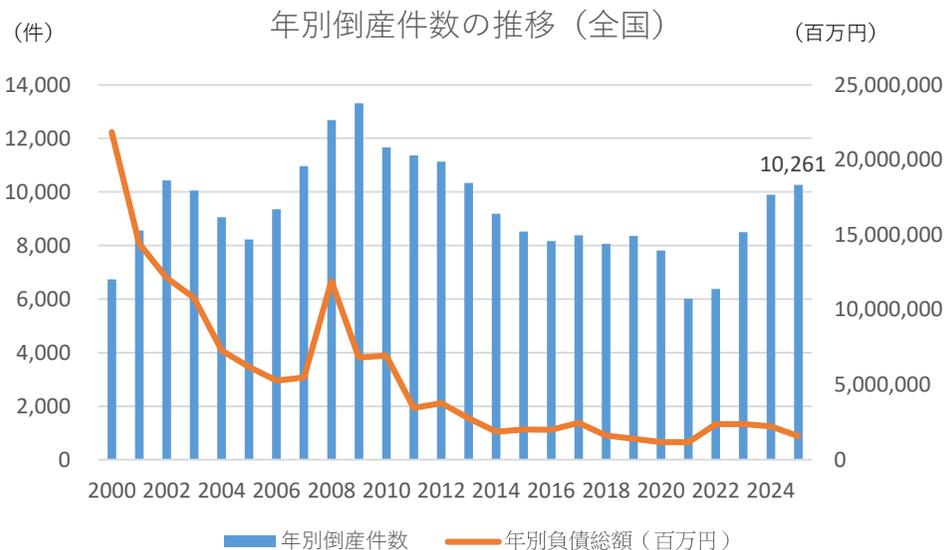


## 建設資材物価指数

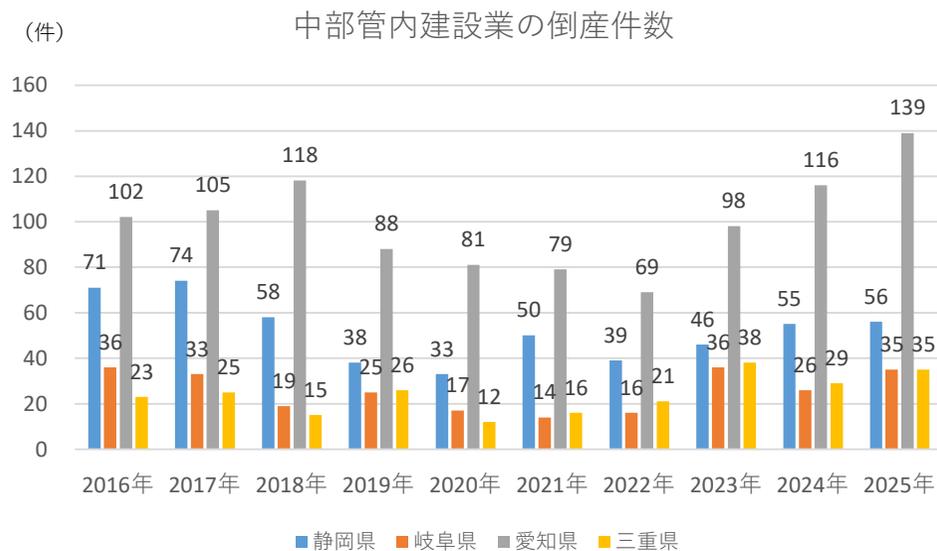
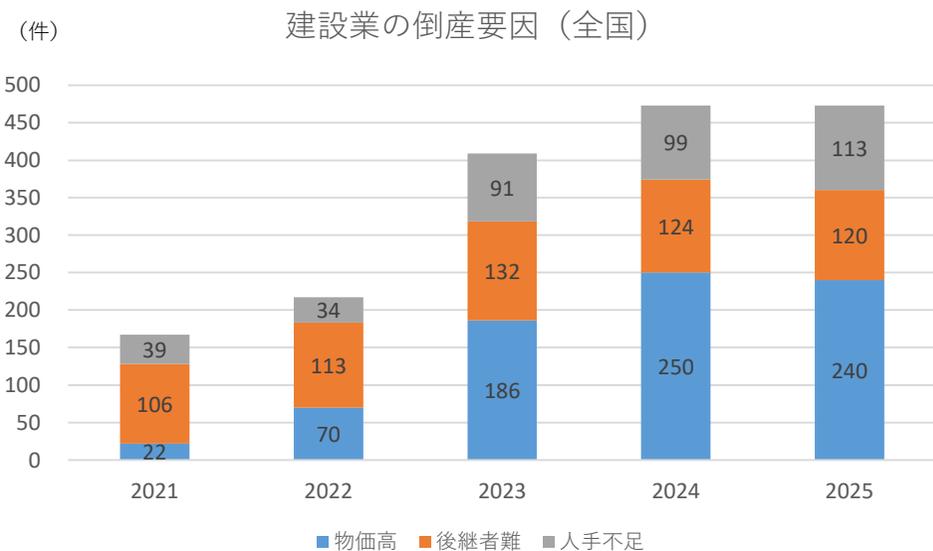
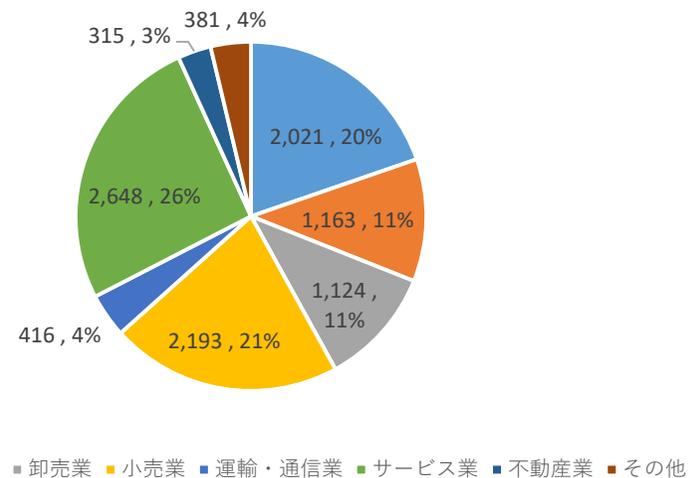
平成27（2015）年=100



# 【参考】中部管内建設業の倒産件数等について



### 業種別構成比（全国,2025年）



(出典) (株)帝国データバンクHP「全国企業倒産集計」「東海3県企業倒産集計」をもとに中部地方整備局で作成

## 2. 建設業法等の改正

---

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号  
令和6年6月14日公布

## 背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)  
全産業 508万円/年 1,956時間/年

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

○労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○「**労務費に関する基準**」の勧告

・中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成・勧告

○適正な**労務費等の確保**と行き渡り

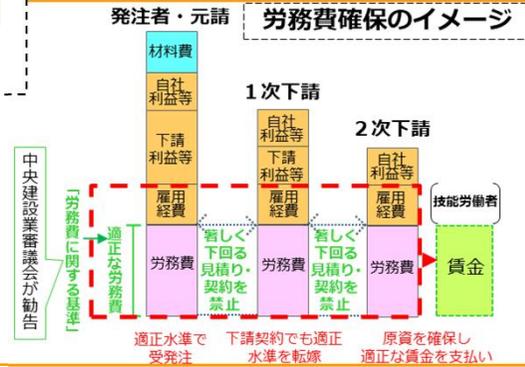
・著しく低い**労務費**等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に**勧告**・**公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

○**原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行  
それ以外：昨年施行済

昨年施行により中建審に作成権限が付与  
→令和7年12月2日に作成され、実施が  
勧告された



### 2. 資材高騰に伴う**労務費へのしわ寄せ防止**

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**  
・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. **働き方改革と生産性向上**

○**長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による**契約締結**を受注者にも**禁止**)

○**ICTを活用した生産性の向上**

・現場**技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)

・国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 <R6改正>

注文者

受注者

◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 <R6改正>

◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止

見積り提出



著しく低い材料費等は禁止



見積り変更依頼



契約締結

原価割れ・著しく短い工期が注文者・受注者ともに禁止に

◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費(省令で規定)」を記載した見積書

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 <R6改正>

◆正当な理由(省令で規定)がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>

<「著しく低い労務費等」による見積り提出・見積り変更依頼を行った場合・・・>

- 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「原価に満たない金額」による契約を締結した場合・・・>

- 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告

<「著しく短い工期」による契約を締結した場合・・・>

- 違反した建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分

## 受注者による「原価に満たない金額」による契約締結禁止

- これまで注文者に対してのみ、通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約の締結が禁止されていたところ※、建設業者に対しても、省令で規定する正当な理由がある場合を除き通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約締結を禁止

※ 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約を締結することが禁止されている

### ＜省令で規定する正当な理由＞

- ・自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。
- ・先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。
- ・建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。

## 受注者による「著しく短い工期」による契約締結禁止

- これまで注文者に対しては、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされていたところ、建設業者に対しても、著しく短い期間を工期とする請負契約締結を禁止

## ○建設業法(昭和24年法律第100号)

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

2 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない

2 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

## ○建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)

(低額受注の正当な理由)

第十三条の十一 第十九条の三第二項の国土交通省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。

二 先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。

三 建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。

## 労働者の処遇確保の努力義務

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七条 (略)

2 **建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。**

3・4 (略)

## 「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 **中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。**

3 (略)

## 適正な労務費等の確保と行き渡り等

(建設工事の見積り等)

第二十条 **建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。**

2 前項の場合において、材料費等記載**見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。**

3～5 (略)

6 建設工事の**注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)**に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。**

7 前項の規定に**違反した発注者が、**同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき**建設業者と請負契約(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)**を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした**国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告**をすることができる。

8 (略)

<類型①(単価を見直さない据え置き)>

事例1:長年の取引関係のある注文者と受注者は、予め建設工事の契約にあたって見積りに用いる労務単価を取り決めているが、数年にわたって労務単価に関する協議の場が設けられず、適正な労務費となるような労務単価の水準に見直されないまま、その労務単価を用いて見積りのやり取りを行っている。

事例2:注文者と受注者が、初めて建設工事の取引を行うにあたって、注文者、受注者のいずれかが作成している労務単価を用いることとされたが、その労務単価は数年にわたって適正な労務費となるような労務単価の水準に見直されないまま、その労務単価を用いて見積りのやり取りを行っている。

【解説】

近年、建設業に従事する労働者の賃金水準は上昇傾向にあり、賃金支払いの実態を基に設定された公共工事設計労務単価も毎年見直しが図られている。

そのような状況下で、数年にわたって適正な労務費となるような水準へ見直しがされていない労務単価を用いることによって、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「単価を見直さない据え置き」に該当する。

事例1は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和8年1月1日内閣官房・公正取引委員会。)を踏まえ、例えば1年に1回などの定期的に労務費について協議する場を設けることが適切だが、そのような場が設けられず労務単価の見直しが図られていないものであり、また、事例2も取引に用いる労務単価が数年にわたって見直されていないため、それぞれの事例において、見積り時における最新の公共工事設計労務単価と比較して低い労務単価となった際は、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

＜類型②(一律一定比率等の減額)＞

事例3:適正な労務費を踏まえた見積りに対して、合理的理由や根拠がなく一定の比率を乗じて減額を行い、本来施工に必要な適正な労務費とはならない見積りのやり取りを行っている。

事例4:適正な労務費を踏まえた見積りに対して、合理的理由や根拠がなく端数調整により減額を行い、本来施工に必要な適正な労務費とはならない見積りのやり取りを行っている。

【解説】

建設工事の取引において値引きなどの価格交渉を行うこと自体は否定されるものではないが、適正な労務費を下回ることがないよう、値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲等から充てられる必要がある。

適正な労務費を踏まえた見積りに対し、合理的理由や根拠がなく一律に一定比率を乗じて減額したり、端数調整として減額することにより、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「一律一定比率等の減額」に該当する。

事例3及び事例4は、適正な労務費に対して、合理的理由や根拠がない一律、または一定比率等により労務費が減額されており、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

## ＜類型③(予算額を前提とした指値)＞

事例5: 注文者が設定した工事予算額に見積りの総額を合わせるために、その予算額から逆算して、合理的理由や根拠がなく、本来施工に必要な労務費とならない額を計上し、適正な労務費が確保されていない見積りのやり取りを行っている。

## 【解説】

注文者が請負代金を指定したうえで、その額で施工できる者を募集すること自体は差し支えないが、注文者は予め、受注者より労務費を含む工事の施工に必要な経費を明らかにした見積りを徴収したうえで、工事の注文に必要な予算を確保することが望ましく、また予め見積りの徴収が困難な場合であっても、公共工事設計労務単価を踏まえた適切な労務費の水準が考慮された予算を計上することが望ましい。

工事予算額との整合性をとることを前提に、予算額を基に工事の施工に必要な経費を逆算して見積りに計上された労務費には合理的理由や根拠がなく、このような適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「予算額を前提とした指値」に該当する。

事例5は、注文者が指定した予算内で契約するために、工事代金の予算額に整合性をとることを優先し、適正な労務費とならない見積りをするものであり、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

＜類型④(相見積等を基にした指値)＞

事例6: 注文者が複数の建設業者から徴収した見積りのうち最安値の見積額を一方的に請負代金とするため、当該最安値の見積額の提出者以外の者に、本来施工に必要な適正な労務費よりも減額した見積りとするような変更を依頼し、適正な労務費が確保されていない見積りのやり取りを行っている。

【解説】

注文者が複数の建設業者より見積書を徴収し、その内容を踏まえて受注者を決定することは否定されないが、適正な労務費による見積りを行った者を受注者として決定することが適切である。

注文者が複数の建設業者から徴収した中で最安値の見積りについて、最安値という理由のみをもって、当該最安値の見積額の提出者以外の者に対してその最安値の額を提示し、同額もしくはそれ以下の額による見積りへ変更を依頼し、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「相見積等を基にした指値」に該当する。

事例6は、注文者が安価な契約をするために、労務費を減額した見積りとするような変更を依頼することで、適正な労務費が確保されていない見積りを行うものであり、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

＜類型⑤(取引関係維持等を意図した減額)＞

事例7:長年の取引関係のある注文者と受注者が、取引関係を維持することを理由として、本来施工に必要な適正な労務費から合理的理由や根拠がなく減額して、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

事例8:注文者と受注者が、新たな取引関係の構築を目的とし、本来施工に必要な適正な労務費に比べて、合理的理由や根拠がなく減額して、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

【解説】

受注者が、特定の注文者との関係構築や、閑散期における受注等を目的として、総価として通常より安価な契約をすること自体は否定されないが、このような値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲等から充てられる必要があり、あくまでも労務費は適正に確保する必要がある。

注文者と受注者が取引関係を維持する目的をもって、本来施工に必要な適正な労務費に比べて減額した見積りにより、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「取引関係維持等を意図した減額」に該当する。

事例7及び事例8は、取引関係を維持するために、合理的理由及び根拠のない減額により、適正な労務費とならない見積りであり、適正な労務費が確保されないことや通常必要と認められる労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

＜類型⑥(工事条件を考慮しない価格設定)＞

事例9: 注文者と受注者が、工事条件に応じて額を変えることが必要な労務費について、工事条件を考慮せずにあらゆる工事において、常に同じ歩掛の値を用いて、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

事例10: 注文者と受注者が、労務単価については適切な職種の公共工事設計労務単価を踏まえた内容としているものの、工事条件を考慮せずに、同種工事に比べて実現困難と思われるような歩掛を計上することにより、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

【解説】

建設工事については、現場ごとに様々な条件があるため、労務費を構成する歩掛も、通常はその条件に応じて異なるものであり、過去の同種工事の実績や職種分野別の「労務費の基準値」などと比較のうえで、適正な歩掛に基づいた労務費を見積書に計上することが必要である。

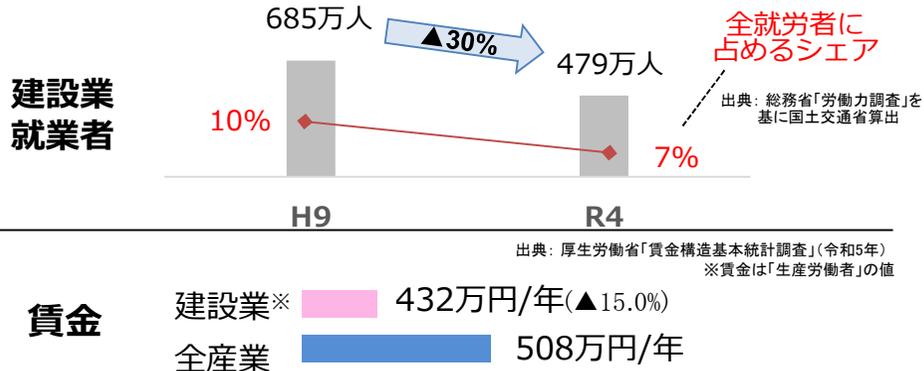
注文者、受注者のいずれにおいても、工事条件が現場ごとに異なるにも関わらず、合理的理由や根拠がなく、常に同じ歩掛、または同種工事と比べて実現困難な歩掛を用いることにより、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「工事条件を考慮しない価格設定」に該当する。

事例9及び事例10は、工事条件を考慮せずに、合理的理由及び根拠のない歩掛を基にした、適正な労務費とならない見積りであり、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

### 3. 労務費に関する基準の概要

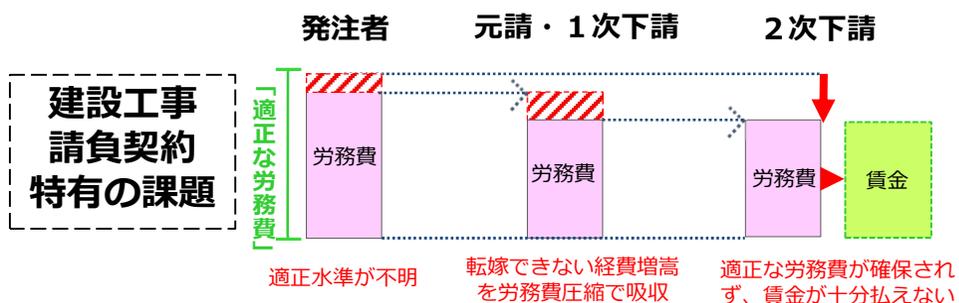
---

## 技能者の処遇を巡る建設業界の現状



- 建設業の中長期的な担い手を確保するため、**技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善**が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、**重層下請構造の下、労務費(賃金の原資)は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない。**
- 建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要。**

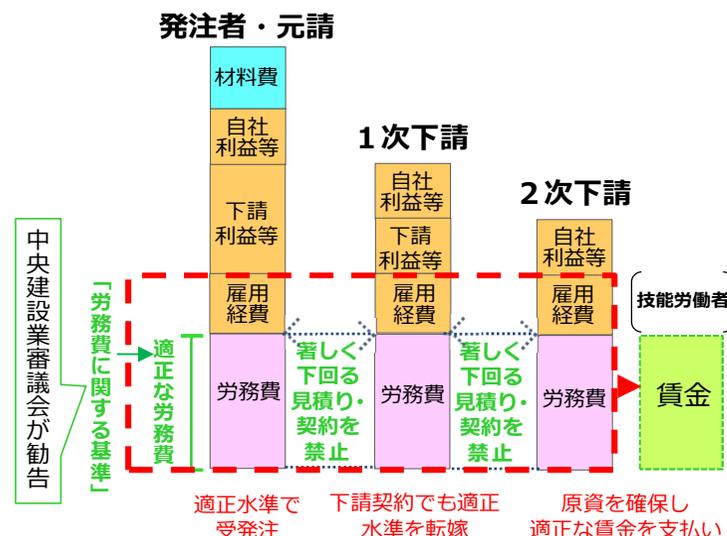
(※)総価一式での契約慣行の中、**労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利**等



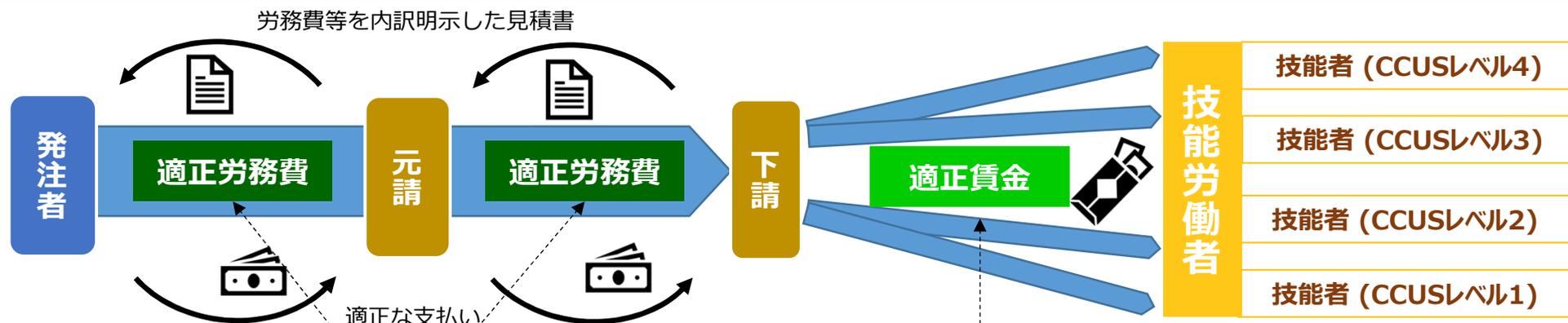
## 建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- **労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化**(建設業法25条の27)。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成(同法34条)し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。また、**労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化**(同法20条)。
- 併せて、**基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止**(同法20条、19条の3)し、**違反した業者は指導・監督**(同法28条)、**発注者は勧告・公表**(同法20条)の対象。
- これらにより、**適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として支払われることを図る。**

### 労務費確保のイメージ



「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



**公共工事設計労務単価水準**

職種分野ごとに、単位施工量当たり  
 労務費の形で、基準を踏まえた  
 適正な労務費の具体値を設定
 

**労務費に関する基準で担保**

**CCUSレベル別年収を支払い**

・ 賃金を値下げの原資とする価格競争が行われる状況を変革し、**技能者の処遇が確保された上での価格や、受注者の技術力や施工の質、生産性の高さ等を競う健全な競争環境を実現し、技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにする。**

## 実効性を確保

### 入口での取組（契約段階における実効性確保）

- **労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化**による適正な労務費の確保
- **自主宣言制度(※)**による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定 等

※改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者を見える化し、インセンティブを付与する制度

### 出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- **CCUSレベル別年収**の支払いの推進
- 契約当事者による**コミットメント制度(※)**の活用を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認 等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できることとする制度

**公共工事における上乗せ取組（公共発注者による実効性確保）**

➤ 労務費ダンプ調査の実施      総労働時間を把握するための取組の実施 等

- 「労務費に関する基準」は、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目指すものである。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置
- (3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討
  - ①経緯
  - ②労務費に関する基準の位置づけ

## 第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

- (1) 基本的な考え方
  - ①適正な労務費の水準
  - ②個別の請負契約に当てはめる際の留意点
- (2) 職種分野別の基準値
  - ①基準値の位置づけ
  - ②基準値の定め方
  - ③基準値の決定と改定の手続き

## 第4章 その他

- (1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものに見積りに係る取扱い
- (2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応
- (3) 基準の見直し

## 第5章 結びに

## 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

- (1) 実効性確保策の全体像
- (2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組
  - ①基本的な考え方
  - ②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理
  - ③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進
  - ④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化
  - ⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督
- (3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組
  - ①基本的な考え方
  - ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保
  - ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供
  - ④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化
- (4) 公共工事における上乗せの取組

- 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能労働者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

## 「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費**」（＝適正な労務費）の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時（公共工事であれば入札時）に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要。**
- 本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

## 「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。**  
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)
- 個々の請負契約における**適正な労務費確保の円滑化のため、国土交通省が、一定の要件を満たす職種分野について、基準を踏まえた適正な労務費の具体値（基準値）を定め、運用。**

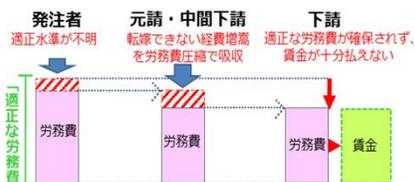
## 通常必要と認められる労務費 ＝ 適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

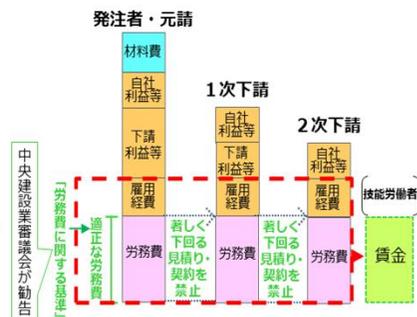
$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の適正な労務費を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として提示

建設工事の請負契約特有の課題



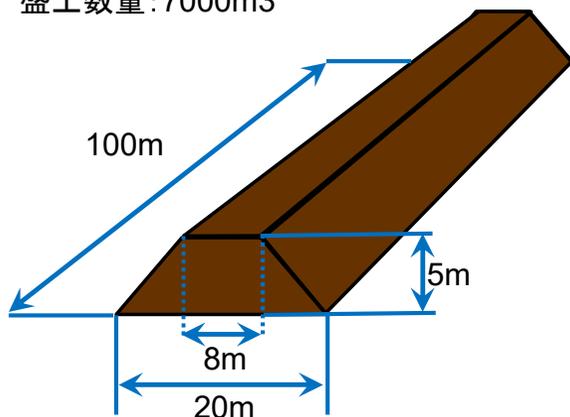
労務費確保のイメージ



- 歩掛は単位量当たりの作業を行う際に必要な労力
- 単位量の作業を行う場合には、単価表に記載されている労力が必要になる

例えば、ある作業・・・築堤盛土

盛土数量:7000m<sup>3</sup>



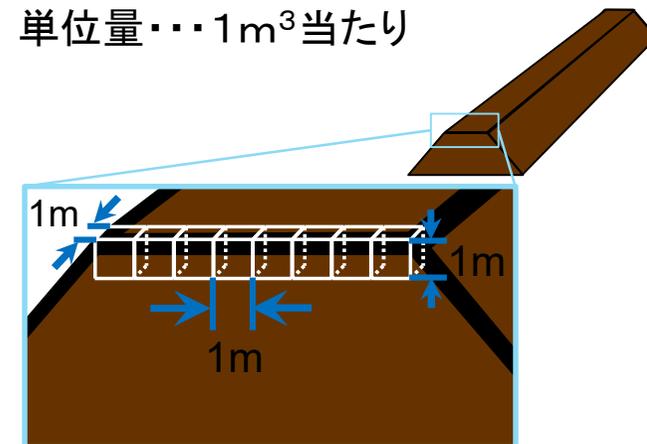
とある施工班・・・

- ブルドーザ(湿地、7t級) 1台
- 振動ローラ(土工用、11~12t) 1台
- 運転手(特殊) 2人
- 普通作業員 1人

で一班を編成して施工する



単位量・・・1m<sup>3</sup>当たり



必要な  
労力を  
考えると

工事名	鯉土竜川改良工事 (当初)		工種区分	河川工事
単価表○-○	築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m <sup>3</sup> 未満、障害無し)		1m <sup>3</sup> 当たり	単価表
種別	細別	規格	単位	数量
労務費	運転手(特殊)		人	0.0054
	普通作業員	7t級ブルドーザ(賃料)	人	0.0027
材料費	軽油		L	0.5730
機械費	ブルドーザ	湿地 7t級	日	0.0027
	振動ローラ	土工用 質量11~12t	日	0.0027
諸雑費	まるめ		式	1
築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m <sup>3</sup> 未満、障害無し)の日当たり施工量			m <sup>3</sup> /日	370

×370(1日当たり  
施工できる数量)  
すると・・・

数量
2人
1人
212 L
1日
1日

ここが  
歩掛

この作業を1日  
行う際に必要な  
労力が分かる

×7,000  
(施工数量)  
すると・・・

数量
38人
19人
4,028 L
19日
19日

この工事で必要  
なトータルの  
労力が分かる

- ▶ 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**
  - ▶ 基準値は、各専門工事業団体・元請団体・国土交通省による「職種別意見交換会」等を経て決定。
  - ▶ 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準を踏まえて労務費等を適正に見積ること、注文者がそれを尊重することが必要。**
- ※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

## 基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

工事の種類	●●工事				「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様
標準的な規格・仕様	□□□				
条件	××の種類	×××	△△の種類	△△△	
労務費の基準値(例)	1,754(円/m <sup>2</sup> )(例)				算出根拠 (内訳)
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m <sup>2</sup> )	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m <sup>2</sup> )	
	●●工	0.05	30,000	1,500.00	
	■作業員	0.01	25,400	254.00	
	合計			1,754.00	

設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による  
 労務歩掛：◇◇◇◇による  
 (内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの)  
 「日当たり作業量(参考値)」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】  
 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】  
 ・条件は以下の通り。  
 ××の種類：×××  
 △△の種類：△△△  
 ・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】  
 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。  
 ・……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

見積・価格交渉等の場面における留意点を職種別意見交換会において検討し、その結果を反映している。

## 基準値(案)の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m <sup>2</sup>	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合番、型枠点検及び保守、型枠の取外し 条件： 普通型枠合板、ラーメン構造・地上軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示  
 ※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

**上記、鉄筋、型枠のほか、左官、潜かん、橋梁、造園等の職種分野において基準値の作成に向け調整中**

- 令和6年11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から意見交換を開始し、これまで**計25の職種別意見交換会を実施**。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- 令和7年12月までに、**13職種分野99工種(作業)について、国土交通省において「労務費の基準値」を公表**。(建設業許可業種全29業種中15業種の何らかの作業に対応)
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

## 開催した職種別意見交換会と構成員※1

※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順  
 ※2引き続き調整中の基準値を含む

凡例 ○ : 基準値として公表 (令和7年12月時点) ● : 調整中

(全職種共通) 建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・ 屋根ふき ●	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
型枠 ○	日本型枠工事業協会	解体 ●	全国解体工事業団体連合会
鉄筋 ○	全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会	鉄骨 ●	鉄骨建設業協会
住宅分野 ○	住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	トンネル ●	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官 ○	日本左官業組合連合会	防水 ●	全国防水工事業協会
電気※2 ○	全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、 日本電設工業協会	潜かん ○	日本圧気技術協会
塗装 ●	日本塗装工業会	さく岩 ●	日本発破・破碎協会
とび ○	日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会	切断穿孔 ○	ダイヤモンド工事業協同組合
内装 ●	全国建設室内工事業協会、全日本畳事業協同組合、 日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会、日本畳産業協会	タイル・ サッシ・ ガラス ●	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生※2 ○	全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、日本配管工事業団体連合会 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	エクステリア ●	日本エクステリア建設業協会
土工※2 ○	全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会	橋梁 ○	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会
		警備 ○	全国警備業協会
		造園 ○	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
		上下水道 ●	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
		土間 ●	日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

- 労務費に関する基準制度は、技能者を雇用する建設業者が、労働者に技能に応じた適正な賃金（他産業並以上の賃金）を払えるようにするため、請負契約の中で労務費（賃金の原資）を確保できるようにするための新たなルール。
- 受注者は、「労務費に関する基準」を踏まえ、個々の請負契約ごとに適正な労務費を内訳明示することが必要。注文者は、その内容を考慮・尊重することが必要。労務費等に係る著しく低い見積り・値切り、総価原価割れ契約は禁止。
- 「労務費に関する基準」は、賃金の原資を確保しようとする会社にとって、価格交渉の「武器」となるもの。
- これまで一般的であった「総価一式の契約を結ぶ」「上位注文者から一方的に提示された額で契約締結する」商慣行を改め、受注者が、自社として必要な労務費・必要経費を内訳明示した見積書を作成し、必要額を確保する（「もらってないから払わない」「もらったら払う」ではなく「もらって払う」）商慣行をサプライチェーン全体で作り上げていくことが必要がある。

- 個別の請負契約における適正な労務費は、個別の施工条件や作業内容等を踏まえ、「作業に対応する公共工事設計労務単価（円/人日（8時間））」に「歩掛（人日/単位施工量）」と「施工数量」を乗じて労務費を算出した額。
- 労務単価については、設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要。
- 「請負」契約として、歩掛よく（生産性高く）施工できる会社は競争上有利になるが、技能者の賃金（労務単価）を削って価格競争を行うことは許されず、建設Gメンの指導の対象となりうる。
- 価格交渉を円滑に進める観点から、別途職種分野別に「労務費の基準値」も作成。具体の施工条件や作業内容等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出すべきものであり、基準値がない職種も設計労務単価×自社の歩掛で労務費を計算すべきことは変わらない。
- 高い技能を持つ技能者が施工する場合などにおいては、受注側が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積もり、注文者と価格交渉することが可能。

# 【参考】東海4県における労務費の基準値 早見表①

	職種分野	区分	工事の種類	(参考)東京都	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
1	型枠	土木	型枠工事	8,661(円/m <sup>2</sup> )	8,431(円/m <sup>2</sup> )	8,271(円/m <sup>2</sup> )	8,493(円/m <sup>2</sup> )	7,963(円/m <sup>2</sup> )
2		建築	型枠工事	5,291(円/m <sup>2</sup> )	5,266(円/m <sup>2</sup> )	5,020(円/m <sup>2</sup> )	5,326(円/m <sup>2</sup> )	4,944(円/m <sup>2</sup> )
3	鉄筋	建築	鉄筋工事	71,472(円/t)	66,576(円/t)	68,348(円/t)	66,576(円/t)	66,346(円/t)
4			圧接工事	588(円/か所)	520(円/か所)	559(円/か所)	544(円/か所)	529(円/か所)
5	左官	建築	左官工事	825(円/m <sup>2</sup> )	710(円/m <sup>2</sup> )	748(円/m <sup>2</sup> )	730(円/m <sup>2</sup> )	708(円/m <sup>2</sup> )
6	潜かん	土木	潜かん工事 沈下掘削 (機械掘削)①	9,999(円/m <sup>3</sup> )	10,070(円/m <sup>3</sup> )	10,097(円/m <sup>3</sup> )	10,108(円/m <sup>3</sup> )	9,950(円/m <sup>3</sup> )
7			潜かん工事 沈下掘削 (機械掘削)②	22,288(円/m <sup>3</sup> )	22,407(円/m <sup>3</sup> )	22,491(円/m <sup>3</sup> )	22,508(円/m <sup>3</sup> )	22,124(円/m <sup>3</sup> )
8			潜かん工事 沈下掘削 (機械掘削)③	123,059(円/m <sup>3</sup> )	123,715(円/m <sup>3</sup> )	124,183(円/m <sup>3</sup> )	124,277(円/m <sup>3</sup> )	122,154(円/m <sup>3</sup> )
9	橋梁	土木	鋼橋架設工事	4,536(円/t)	4,612(円/t)	4,716(円/t)	4,592(円/t)	4,594(円/t)
10			PC橋架設工事	329,800(円/本)	328,000(円/本)	337,300(円/本)	326,900(円/本)	323,700(円/本)
11			橋梁塗装工事	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値
12	造園	土木	造園工事	979(円/m <sup>2</sup> )	918(円/m <sup>2</sup> )	935(円/m <sup>2</sup> )	909(円/m <sup>2</sup> )	891(円/m <sup>2</sup> )
13		建築	造園工事	410(円/本)	388(円/本)	387(円/本)	381(円/本)	381(円/本)

# 【参考】東海4県における労務費の基準値 早見表②

	職種分野	区分	工事の種類	(参考)東京都	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県		
14	住宅分野	住宅	解体工事	1,012,713(円/100m <sup>2</sup> )	948,360(円/100m <sup>2</sup> )	938,199(円/100m <sup>2</sup> )	989,004(円/100m <sup>2</sup> )	934,812(円/100m <sup>2</sup> )		
15			仮設工事	12,328(円/100m <sup>2</sup> )	11,408(円/100m <sup>2</sup> )	11,960(円/100m <sup>2</sup> )	11,408(円/100m <sup>2</sup> )	10,902(円/100m <sup>2</sup> )		
16			基礎工事	802,217(円/100m <sup>2</sup> )	751,240(円/100m <sup>2</sup> )	743,191(円/100m <sup>2</sup> )	783,436(円/100m <sup>2</sup> )	740,508(円/100m <sup>2</sup> )		
17			足場工事	101,332(円/100m <sup>2</sup> )	95,480(円/100m <sup>2</sup> )	92,092(円/100m <sup>2</sup> )	98,252(円/100m <sup>2</sup> )	99,484(円/100m <sup>2</sup> )		
18			建方工事	821,104(円/100m <sup>2</sup> )	891,330(円/100m <sup>2</sup> )	888,629(円/100m <sup>2</sup> )	902,134(円/100m <sup>2</sup> )	883,227(円/100m <sup>2</sup> )		
19			板金・屋根工事	465,804(円/100m <sup>2</sup> )	420,858(円/100m <sup>2</sup> )	438,564(円/100m <sup>2</sup> )	426,306(円/100m <sup>2</sup> )	453,546(円/100m <sup>2</sup> )		
20			外装工事	756,769(円/100m <sup>2</sup> )	708,680(円/100m <sup>2</sup> )	701,087(円/100m <sup>2</sup> )	739,052(円/100m <sup>2</sup> )	698,556(円/100m <sup>2</sup> )		
21			断熱・気密工	383,648(円/100m <sup>2</sup> )	416,460(円/100m <sup>2</sup> )	415,198(円/100m <sup>2</sup> )	421,508(円/100m <sup>2</sup> )	412,674(円/100m <sup>2</sup> )		
22			造作工事	12,742,384(円/100m <sup>2</sup> )	12,976,930(円/100m <sup>2</sup> )	12,967,909(円/100m <sup>2</sup> )	13,013,014(円/100m <sup>2</sup> )	12,949,867(円/100m <sup>2</sup> )		
23			内装工事	598,897(円/100m <sup>2</sup> )	560,840(円/100m <sup>2</sup> )	554,831(円/100m <sup>2</sup> )	584,876(円/100m <sup>2</sup> )	552,828(円/100m <sup>2</sup> )		
24			設備工事(電気)	500,410(円/100m <sup>2</sup> )	403,705(円/100m <sup>2</sup> )	426,730(円/100m <sup>2</sup> )	405,240(円/100m <sup>2</sup> )	403,705(円/100m <sup>2</sup> )		
25			設備工事(給排水・ガス)	590,876(円/100m <sup>2</sup> )	530,962(円/100m <sup>2</sup> )	530,962(円/100m <sup>2</sup> )	539,226(円/100m <sup>2</sup> )	541,292(円/100m <sup>2</sup> )		
26			電工	建築	幹線設備工事	X,Y,Z	X,Y,Z	X,Y,Z	X,Y,Z	X,Y,Z
27					電灯コンセント設備工事	X,Y,Z,S,K,B	X,Y,Z,S,K,B	X,Y,Z,S,K,B	X,Y,Z,S,K,B	X,Y,Z,S,K,B
28	放送設備工事	X,Y,Z			X,Y,Z	X,Y,Z	X,Y,Z	X,Y,Z		

# 【参考】東海4県における労務費の基準値 早見表③

	職種分野	区分	工事の種類	(参考)東京都	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
29	とび・土工	土木	手摺先行枠組足場	4,090(円/掛m <sup>2</sup> )	3,870(円/掛m <sup>2</sup> )	3,783(円/掛m <sup>2</sup> )	3,941(円/掛m <sup>2</sup> )	3,926(円/掛m <sup>2</sup> )
30			単管足場	4,106(円/掛m <sup>2</sup> )	3,877(円/掛m <sup>2</sup> )	3,801(円/掛m <sup>2</sup> )	3,949(円/掛m <sup>2</sup> )	3,929(円/掛m <sup>2</sup> )
31			型枠支保工足場	4,892(円/空m <sup>3</sup> )	4,656(円/空m <sup>3</sup> )	4,626(円/空m <sup>3</sup> )	4,700(円/空m <sup>3</sup> )	4,546(円/空m <sup>3</sup> )
32			仮設鉄板	362(円/m <sup>2</sup> )	344(円/m <sup>2</sup> )	342(円/m <sup>2</sup> )	345(円/m <sup>2</sup> )	337(円/m <sup>2</sup> )
33			仮囲い	8,150(円/m)	7,587(円/m)	7,886(円/m)	7,587(円/m)	7,249(円/m)
34			鉄塔建方	80,030(円/t)	77,540(円/t)	79,820(円/t)	79,180(円/t)	80,570(円/t)
35			吊り足場	1,949(円/m <sup>2</sup> )	1,977(円/m <sup>2</sup> )	2,027(円/m <sup>2</sup> )	1,971(円/m <sup>2</sup> )	1,960(円/m <sup>2</sup> )
36			下部工手摺先行枠組足場	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値
37			下部工次世代足場	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値
38			橋桁架設(鋼橋)	4,536(円/t)	4,612(円/t)	4,716(円/t)	4,592(円/t)	4,594(円/t)
39			橋桁架設(PC橋)	1,973(円/m)	1,971(円/m)	2,023(円/m)	1,963(円/m)	1,951(円/m)
40			桁受支柱架設	33,512(円/t)	34,090(円/t)	34,840(円/t)	33,934(円/t)	33,981(円/t)
41			機械の組立て、解体	210,200(円/台)	198,850(円/台)	196,000(円/台)	204,850(円/台)	194,700(円/台)
42			コンクリート打設(100m <sup>3</sup> 未満)	4,655(円/m <sup>3</sup> )	4,368(円/m <sup>3</sup> )	4,461(円/m <sup>3</sup> )	4,394(円/m <sup>3</sup> )	4,197(円/m <sup>3</sup> )
43			コンクリート打設(100m <sup>3</sup> 以上)	2,441(円/m <sup>3</sup> )	2,284(円/m <sup>3</sup> )	2,329(円/m <sup>3</sup> )	2,312(円/m <sup>3</sup> )	2,203(円/m <sup>3</sup> )
44			基礎工事・床掘・埋戻し・盛土	7,030(円/m <sup>3</sup> )	6,512(円/m <sup>3</sup> )	6,794(円/m <sup>3</sup> )	6,536(円/m <sup>3</sup> )	6,240(円/m <sup>3</sup> )
45			基礎工事・床掘・埋戻し・盛土(小規模)	1,759(円/m <sup>3</sup> )	1,680(円/m <sup>3</sup> )	1,691(円/m <sup>3</sup> )	1,667(円/m <sup>3</sup> )	1,606(円/m <sup>3</sup> )

# 【参考】東海4県における労務費の基準値 早見表④

	職種分野	区分	工事の種類	(参考)東京都	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
46	とび・土工(つづき)	土木(つづき)	地業工	1,036(円/m <sup>2</sup> )	975(円/m <sup>2</sup> )	991(円/m <sup>2</sup> )	981(円/m <sup>2</sup> )	938(円/m <sup>2</sup> )
47			路盤工	215(円/m <sup>2</sup> )	206(円/m <sup>2</sup> )	205(円/m <sup>2</sup> )	206(円/m <sup>2</sup> )	198(円/m <sup>2</sup> )
48			表層改良工	308(円/m <sup>3</sup> )	295(円/m <sup>3</sup> )	291(円/m <sup>3</sup> )	297(円/m <sup>3</sup> )	285(円/m <sup>3</sup> )
49			土留め支保工	50,988(円/t)	47,670(円/t)	47,946(円/t)	48,507(円/t)	47,577(円/t)
50			水替え工(水中ポンプ)	88,040(円/箇所)	82,800(円/箇所)	84,820(円/箇所)	82,720(円/箇所)	79,210(円/箇所)
51			クレーン運転	30,500(円/日)	29,900(円/日)	29,100(円/日)	29,500(円/日)	28,600(円/日)
52			杭工事 全回転式オールケーシング工	219,844(円/本)	210,325(円/本)	207,845(円/本)	211,364(円/本)	204,771(円/本)
53			杭工事 回転杭工	543,162(円/本)	506,613(円/本)	513,314(円/本)	516,407(円/本)	501,368(円/本)
54			杭工事 鋼管・既製コンクリート杭打工(中掘工)	187,625(円/本)	177,363(円/本)	177,438(円/本)	179,386(円/本)	173,993(円/本)
55			杭工事 鋼矢板圧入(50<N <sub>max</sub> ≤600)	17,820(円/枚)	16,944(円/枚)	16,584(円/枚)	17,236(円/枚)	16,888(円/枚)
56			土工事	92(円/m <sup>3</sup> )	91(円/m <sup>3</sup> )	88(円/m <sup>3</sup> )	89(円/m <sup>3</sup> )	87(円/m <sup>3</sup> )
57			アンカー工事	4,520(円/m)	4,232(円/m)	4,317(円/m)	4,278(円/m)	4,076(円/m)
58			グラウト工事(薬液注入工事)	15,423(円/本)	14,441(円/本)	14,481(円/本)	14,860(円/本)	14,093(円/本)
59			グラウト工事(高圧噴射攪拌工事)	492,096(円/本)	462,950(円/本)	467,174(円/本)	469,709(円/本)	447,744(円/本)
60			法面工事	1,493(円/m <sup>2</sup> )	1,434(円/m <sup>2</sup> )	1,440(円/m <sup>2</sup> )	1,470(円/m <sup>2</sup> )	1,416(円/m <sup>2</sup> )
61			あと施工アンカー工事	1,452(円/本)	1,362(円/本)	1,372(円/本)	1,392(円/本)	1,323(円/本)
62	運搬	165(円/m <sup>3</sup> )	168(円/m <sup>3</sup> )	170(円/m <sup>3</sup> )	174(円/m <sup>3</sup> )	165(円/m <sup>3</sup> )		

# 【参考】東海4県における労務費の基準値 早見表⑤

	職種分野	区分	工事の種類	(参考)東京都	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
63	とび・土工(つづき)	建築	手摺先行枠組足場	1,448(円/掛m <sup>2</sup> )	1,364(円/掛m <sup>2</sup> )	1,316(円/掛m <sup>2</sup> )	1,404(円/掛m <sup>2</sup> )	1,421(円/掛m <sup>2</sup> )
64			単管足場	3,290(円/掛m <sup>2</sup> )	3,100(円/掛m <sup>2</sup> )	2,990(円/掛m <sup>2</sup> )	3,190(円/掛m <sup>2</sup> )	3,230(円/掛m <sup>2</sup> )
65			型枠支保工足場	6,547(円/床m <sup>2</sup> )	6,169(円/床m <sup>2</sup> )	5,950(円/床m <sup>2</sup> )	6,348(円/床m <sup>2</sup> )	6,428(円/床m <sup>2</sup> )
66			基礎足場	1,184(円/m <sup>2</sup> )	1,116(円/m <sup>2</sup> )	1,076(円/m <sup>2</sup> )	1,148(円/m <sup>2</sup> )	1,163(円/m <sup>2</sup> )
67			仮設鉄板	967(円/m <sup>2</sup> )	914(円/m <sup>2</sup> )	933(円/m <sup>2</sup> )	910(円/m <sup>2</sup> )	874(円/m <sup>2</sup> )
68			仮囲い	4,181(円/m)	3,869(円/m)	4,056(円/m)	3,869(円/m)	3,697(円/m)
69			鉄骨建方	A+B+Cの合計値	A+B+Cの合計値	A+B+Cの合計値	A+B+Cの合計値	A+B+Cの合計値
70			重量物の運搬	54,785(円/t)	52,059(円/t)	50,323(円/t)	53,131(円/t)	53,328(円/t)
71			曳家	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値
72			コンクリート打設(人力打設)	19,435(円/m <sup>3</sup> )	18,200(円/m <sup>3</sup> )	18,005(円/m <sup>3</sup> )	18,980(円/m <sup>3</sup> )	17,940(円/m <sup>3</sup> )
73			基礎工事・床掘・埋戻し・盛土	2,495(円/m <sup>3</sup> )	2,338(円/m <sup>3</sup> )	2,375(円/m <sup>3</sup> )	2,371(円/m <sup>3</sup> )	2,260(円/m <sup>3</sup> )
74			基礎工事・床掘・埋戻し・盛土(小規模)	3,809(円/m <sup>3</sup> )	3,591(円/m <sup>3</sup> )	3,639(円/m <sup>3</sup> )	3,615(円/m <sup>3</sup> )	3,458(円/m <sup>3</sup> )
75			地業工	5,360(円/m <sup>3</sup> )	4,960(円/m <sup>3</sup> )	5,200(円/m <sup>3</sup> )	4,960(円/m <sup>3</sup> )	4,740(円/m <sup>3</sup> )
76			防湿工	134(円/m <sup>2</sup> )	124(円/m <sup>2</sup> )	130(円/m <sup>2</sup> )	124(円/m <sup>2</sup> )	119(円/m <sup>2</sup> )
77			路盤工	2,090(円/m <sup>2</sup> )	1,934(円/m <sup>2</sup> )	2,028(円/m <sup>2</sup> )	1,934(円/m <sup>2</sup> )	1,849(円/m <sup>2</sup> )
78			杭工事	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値
79			土工事	3,809(円/m <sup>3</sup> )	3,591(円/m <sup>3</sup> )	3,639(円/m <sup>3</sup> )	3,615(円/m <sup>3</sup> )	3,458(円/m <sup>3</sup> )
80			運搬	2,388(円/m <sup>3</sup> )	2,435(円/m <sup>3</sup> )	2,463(円/m <sup>3</sup> )	2,510(円/m <sup>3</sup> )	2,388(円/m <sup>3</sup> )
81			造園	伐採、伐根、剪定	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値
82		ダム	グラウト工事(岩盤注入工事)	11,598(円/m)	10,833(円/m)	11,022(円/m)	11,022(円/m)	10,484(円/m)
83	その他	次世代足場	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	A+Bの合計値	

# 【参考】東海4県における労務費の基準値 早見表⑥

	職種分野	区分	工事の種類	(参考)東京都	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
84	空調衛生	建築	空調工事(配管工事)	23,423(円/m)	21,048(円/m)	21,048(円/m)	21,376(円/m)	21,458(円/m)
85			空調工事(ダクト工事)	2,368(円/本)	2,152(円/本)	2,296(円/本)	2,168(円/本)	2,240(円/本)
86			空調工事(ダクト付帯工事)	10,064(円/m)	9,146(円/m)	9,758(円/m)	9,214(円/m)	9,520(円/m)
87			空調工事(ダクト保温工事)	6,094(円/m <sup>2</sup> )	6,600(円/m <sup>2</sup> )	6,534(円/m <sup>2</sup> )	6,556(円/m <sup>2</sup> )	6,534(円/m <sup>2</sup> )
88			空調工事 (空気調和機設備工事)	11,480(円/台)	12,587(円/台)	12,587(円/台)	12,587(円/台)	12,464(円/台)
89			給水工事(配管工事)	2,031(円/m)	1,825(円/m)	1,825(円/m)	1,853(円/m)	1,860(円/m)
90			給水工事(給水設備工事)	14,300(円/個)	12,850(円/個)	12,850(円/個)	13,050(円/個)	13,100(円/個)
91			排水工事(配管工事)	4,919(円/m)	4,420(円/m)	4,420(円/m)	4,489(円/m)	4,506(円/m)
92			排水工事(排水設備工事)	9,152(円/個)	8,224(円/個)	8,224(円/個)	8,352(円/個)	8,384(円/個)
93			衛生設備工事 (衛生器具設備工事)	78,364(円/組)	70,418(円/組)	70,418(円/組)	71,514(円/組)	71,788(円/組)
94	切断穿孔	土木	切断工事	293(円/m)	275(円/m)	277(円/m)	281(円/m)	267(円/m)
95			穿孔工事	4,036(円/孔)	3,778(円/孔)	3,785(円/孔)	3,893(円/孔)	3,691(円/孔)
96		建築	切断工事	1,505(円/m)	1,490(円/m)	1,490(円/m)	1,490(円/m)	1,480(円/m)
97			穿孔工事	9,568(円/か所)	8,960(円/か所)	8,864(円/か所)	9,344(円/か所)	8,832(円/か所)
98	警備	その他	交通誘導警備 交通誘導警備員A	20,200(円/日)	19,600(円/日)	20,200(円/日)	20,900(円/日)	19,700(円/日)
99			交通誘導警備 交通誘導警備員B	17,600(円/日)	16,900(円/日)	16,700(円/日)	17,200(円/日)	16,300(円/日)

## 4. 労務費に関する基準の実効性確保策

---

### 中長期的に目指すべき将来像

契約段階（入口）において適正な労務費を確保

- 受注者が、個別契約に即し、自社の歩掛を基に算出した労務費や必要経費を明示した見積りを作成。注文者は、当該見積りを尊重。
- 両当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面で締結。信義に従って誠実にこれを履行。
- 適正に労務費・賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンの調査を踏まえ、ダンピングによる価格低下と生産性向上による価格低下を見分けた上で、許可行政庁が指導・監督等。

### 実効性確保策

労務費に関する基準を活用した見積り・契約をガイドする「運用方針」を提示

#### 必要経費の取扱い明確化

- ・労務費の確保にあたり、労働者の処遇に必要な他の経費へのしわ寄せを防ぐことが必要。
- これまで、通常必要と認められる原価として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金**）を、見積書における内訳明示の対象として位置づけ、著しく低い額での見積り等を禁止。
- 基準値の公表時「雇用に伴う必要経費」を含んだ額を参考値として公表

#### 労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及に向けた取組

- ・中小事業者や一人親方など、従前見積書提出慣行がない者も含め、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の作成による適正労務費の確保が必要。
- 国土交通省において、**専門工事業者向けに労務費等を内訳明示した見積書の様式例及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示。**
- 各業種別の専門工事業者団体において、労務費等の内訳明示に対応した標準見積書の作成・利用を促進。

#### 自主宣言制度の導入

- ・適正な労務費を確保し、適正な賃金等を支払う優良事業者が競争上評価され、不利にならないような仕組みの構築が必要。
- 改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けに**「建設技能者を大切に**  
**する企業の自主宣言制度」を創設し、HP掲載・経審加点等のインセンティブを付与。**

#### 建設Gメンによる調査等の実施

- ・著しく低い労務費等による見積りを行う事業者に対し、許可行政庁が適切にペナルティを課すことが必要。
- 材料費等記載見積書について一定期間の保存を義務付け。「駆け込みホットライン」等により広く端緒情報を収集し、**ダンピングの疑いある契約を効果的に抽出。**
- 材料費等記載見積書について、受注者が提出した当初版と最終版の差額等を比較し、ダンピングが起きていないか、その原因者や要因、違法性の疑いを確認。**

中長期的に目指すべき将来像

支払い段階(出口)において適正な労務費を確保

○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

○処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上すること。

実効性確保策

**CCUSレベル別年収支払いの促進**

・技能者の処遇改善に向け、技能者の技能・経験に応じた設計労務単価水準の適正な賃金支払いを進めることが必要。  
 →CCUSレベル別年収について、目標値と標準値の2つの水準の値を設定。  
 →**適正な賃金として目標値の支払いを推奨すると共に、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認。**

**コミットメント制度の導入**

・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。  
 →請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「**コミットメント制度**とする)を**標準請負契約約款に導入**  
 →任意の制度としつつ、活用を推奨する。

**技能者通報制度の導入**

・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、賃金を受け取る技能者からも確保できる仕組みを構築することが必要。  
 →**デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入。**  
 →通報については、建設Gメンが雇用主となる建設業者の取引状況について詳細調査を実施する端緒情報として活用。

**国土交通省による悪質事業者の公表**

・労務費や賃金の支払いにおいて悪質な態様が認められる事業者が市場で選択されない環境を整備することが必要。  
 →**建設Gメン等による調査の結果、労務費や賃金の支払いにおいて悪質な態様が認められる事業者の見える化**を実施。

- 公共工事の特性を踏まえ、適正な労務費の確保に際し、公共工事の受発注者においては、公金支出の適切性の担保・健全な競争環境の実現と公共工事の品質確保のための担い手確保について、一定の役割を果たすことが必要

### 中長期的に目指すべき将来像

### 実効性確保策

契約段階（入口）において  
適正な労務費を確保

- 公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為を排除すること。

#### 入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化

- ・ 応札者は、労務費に関する基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書の提出が必要。

#### 公共発注者による労務費ダンピング調査の実施

- ・ 公共発注者は、労務費の適正性を確認するため「**労務費ダンピング調査**」を実施するなど、現行のダンピング対策を強化することが必要。

支払い段階（出口）において  
適正な労務費・賃金を確保

- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。
- 公共工事の発注者において、受注者の協力のもと、労務費・賃金の支払い状況、労働時間等の把握に努めること。

#### コミットメント制度の導入（再掲）

- ・ 適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。
- 請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「**コミットメント制度**とする）を標準請負契約約款に導入
- 任意の制度としつつ、活用を推奨する。

#### 賃金・労働時間等の実態調査の実施と活用方法の検討

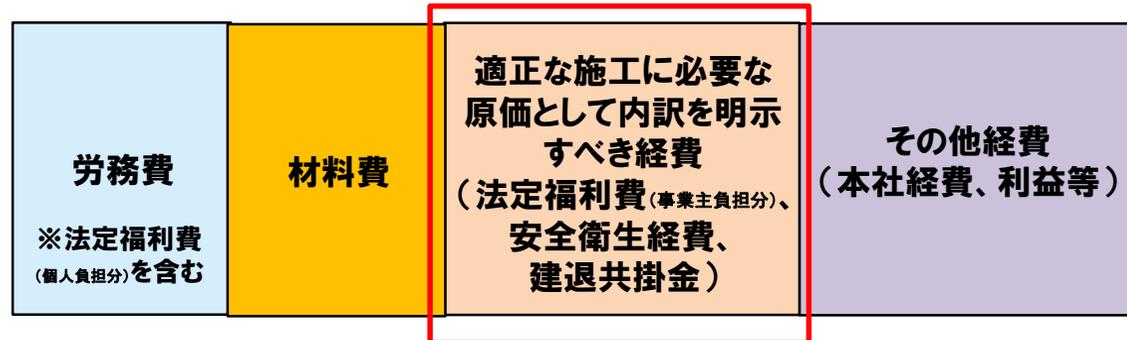
- ・ 公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共工事設計労務単価と当該総労働時間から計算される「**支払われるべき労務費**」と「**実際に支払われた労務費**」の比較を国土交通省直轄工事にて**試行的に実施**し、その実施方法や比較結果を用いた適切な事業者選定の方法を検討。

- 労務費に関する基準制度の実効性を確保するため、「契約段階での適正な労務費の確保（入口の実効性確保）」「労務費・賃金の適正な支払いの担保（出口の実効性確保）」の2つの側面から実効性確保策を別途講じることとされている。
- 「入口の実効性確保」のポイントは、まず受注者に労務費・必要経費を内訳明示した見積書を作っていただくこと。その上で、注文者はその見積書を尊重していただくこと。
- 「出口の実効性確保」のポイントは、技能者を雇用する建設業者が、技能者と適切に雇用契約を結び、「CCUSレベル別年収」目標値水準の適正な賃金を支払うこと。また、その支払いを会社任せにせず、契約当事者・技能者など、さまざまな角度から担保すること。
- あわせて、公共工事については、予定価格を設定して入札で落札者が決まる特性、公金使途の適切性確保の観点等による受発注者の役割を踏まえ、より上乗せでの対応を行うこととしている。

## 改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

- 技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。
- この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。**労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。**
- また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、契約当事者間で、その負担について十分に協議することが必要である。

### <工事価格の構成イメージ>



### 法定福利費 (事業主負担分)

- これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

### 安全衛生経費

- これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

### 建退共掛金

(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
- 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要
- ※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

- 労務費に関する基準の勧告とあわせ、国土交通省において、本基準に基づく価格交渉時の留意点等の詳細を整理した『「労務費に関する基準」の運用方針』を提示。
- 本基準において位置づけられた適正な労務費が請負契約において適切に確保されるよう、労務費等を内訳明示した見積書の提出・尊重等の、「基準」「運用方針」等に沿った新たな商習慣の定着を図る。

## 運用方針の構成

### ○「労務費に関する基準」に基づく取引について、計71の運用方針を提示

#### ① 基準に関する基本的な考え方・取扱い（方針1～15）

- …「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて
- …精算を行うことに係る考え方について 等

#### ② 受注者の対応（方針16～24）

- …受注者が、下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて
- …労務費等を内訳明示した見積書の作成慣行がない中小事業者がとるべき行動について 等

#### ③ 注文者の対応（方針25～35）

- …注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について 等

#### ④ 発注者-元請（総合工事業者）間に見積り・契約における対応（方針36～56）

- …民間発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか
- …元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。等

#### ⑤ コミットメント制度における取扱い（方針57～71）

- …コミットメント制度のメリットについて 等

### ○ 専門工事業者向けに労務費・必要経費等を内訳明示した見積書の様式例（詳細版・簡易版）及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示

⇒ 見積書様式例については、各専門工事職種の取引の事情に応じ、専門工事業団体においてアレンジして活用可能



↓運用方針はコチラのページから↓



「労務費に関する基準ポータルサイト」

## ① 基準に関する基本的な考え方・取扱い（方針1～15）

### 方針2 建設業法第19条の3における「通常必要と認められる原価」の労務費と基準の関係について

建設業法第19条の3違反の取引であるかについて、直接工事費の労務費部分については本基準において示される「通常必要と認められる労務費」も参考として判断されることとなる。

### 方針4 「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて（総論）

本基準が示す「通常必要と認められる労務費（適正な労務費、基準値）」は標準的な施工条件等を前提として設定されるものであり、個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえて、労務費を適切に計算する必要がある・・・基準値のない職種分野についても、個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえた材料費等記載見積書の作成などにより・・・本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

【例】ある職種について、適正值（基準値）が15万円の場合

※各数値は考え方を示すための仮定のもの

$$\begin{array}{ccc}
 \boxed{150,000\text{円}/t} & = & \boxed{30,000\text{円}/\text{人日}} \times \boxed{5\text{人日}/t} \\
 \text{適正值（基準値）} & & \text{公共工事設計労務単価の値} \quad \text{標準的な歩掛の値}
 \end{array}$$

個々の工事での見積り・契約・・・受注者が適正值よりも低く見積もる場合

$$\bigcirc \quad \boxed{60,000\text{円}/t} = \boxed{30,000\text{円}/\text{人日}} \times \boxed{2\text{人日}/t}$$

- 機械導入等で生産性を上げる（歩掛をよくする）ことで労務費を削減することは認められる。
- ただし、実際にその歩掛で施工できる理由について、注文者や建設GMンに対して説明できることが必要であり、**無根拠**に歩掛を割り引いて見積りをするのは「著しく低い労務費での見積り」として**建設業法違反となるおそれ**がある。

$$\times \quad \boxed{60,000\text{円}/t} = \boxed{12,000\text{円}/\text{人日}} \times \boxed{5\text{人日}/t}$$

- 労務単価部分を著しく引き下げることで、労務費を削減することは「著しく低い労務費での見積り」として**建設業法違反**となる。

## ① 基準に関する基本的な考え方・取扱い（方針1～15）

### 方針9 見積書の保存について

基準に基づく新ルールの下、受注者、注文者による労務費等のダンピングが行われていないかを建設Gメン・許可行政庁が円滑に確認するため、契約当事者（建設業者）は、契約締結に際して見積書が取り交わされた場合には、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書をいう。）及び最終見積書（契約内容の明細を示す見積書をいう。）について、自らが当事者となった建設工事の請負契約書又はその写しと同様に、当該建設工事の目的物の引渡しから10年間保存

### 方針10 精算を行うことに係る考え方について

基準に基づく新たなルールの下においても、建設工事の請負契約としての性質は変わらない。従って、受注者において、契約時に見込んだ労務費と実際の完工までに要した労務費に差分が生じた場合であっても、これに伴う損益は受注側に帰属するものであり、基本的にその差分の精算が想定されるものではない。

一方で、契約後に注文者都合により、設計図書の変更・詳細化が行われるなど見積条件が変更になった場合や、施工対象物の増減等の注文者都合による契約の前提となる事実の内容変更が生じた場合には、当事者の協議により、契約変更及び請負代金額の変更が行われるべきものである。また、契約当事者双方の責めに帰さない労務費の変動等の事情が生じた場合には、契約当事者間での変更協議がなされることが期待される。

### 方針15 技能者を一人親方化することについて

今般の建設業法改正によって設けられた雇用する技能者への適正な賃金支払い等の建設業者に対する努力義務や、建設業者に対する各種規制の適用の回避を目的とした「一人親方化」、受注単位の細分化等による「許可不要事業者化」についても、新たな商慣行の定着を阻害するものである。

一人親方との契約形式が請負契約であっても、当該一人親方の働き方の実態が労働者にあてはまる場合、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがあることから、・・・当該一人親方への注文者は、適切に雇用契約を締結し、労働関係法令等の各種法令を遵守することが必要である。

## ② 受注者の対応（方針16～24）

### 方針16 受注者が、下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて

受注者が、注文者との契約締結段階において、下請負先からあらかじめ見積りを取らずに注文者に見積書を提出する場合、工事受注後（労務費分も含めて請負金額確定後）に、事前に見積りをとっていなかった下請負先から、注文者側が想定していたよりも多額の労務費を請求されたとしても、受注者は自らが負担して適正金額を下請負先に支払うことを原則とする。

### 方針17 受注者側から、いわゆる「お得意様価格」や、閑散期における値引き等により安価に見積ることの取扱いについて

受注者が、特定の発注者との関係構築や、閑散期における受注等を目的として、総価として通常より安価な契約をすること自体は否定されないが、このような値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲から充てられる必要があり、下請先に対しては、あくまで材料費、労務費等について適正に支払うことが必要である。

### 方針22 労務費等を内訳明示した見積書の作成慣行がない中小事業者がとるべき行動について

自社の技能者に支払うべき賃金の総額や、その確保に係る労務費を事業主が把握することは、技能者の処遇の改善に当たって重要であり、これまで材料費等記載見積書の作成習慣のなかった事業者においても、国土交通省が示す見積書の様式例、業界団体等が提供する標準見積書等の見積書作成支援ツールを活用すること等により、労務費、必要経費を適切に盛り込んだ見積書を作成する能力を高めることが求められる。

なお、注文者が提示する発注書等による受注を行う場合であっても同様に、自社として必要となる労務費を把握し、必要額が確保されるよう注文者と交渉することが重要である。

## ③ 注文者の対応（方針25～35）

### 方針26 適正な見積期間の確保について

注文者は、建設業者が見積りをするために必要な政令で定める最低限の見積期間を確保する必要がある。今回の改正において、見積りの重要性が高まるところであり、注文者においては、この最低限の期間に関わらず、受注予定者に対し、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設け、見積り落ち等の問題が生じないよう検討する期間を確保し、受注予定者が請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行うことが可能となるよう配慮することが求められる。

### 方針27 注文者から受注者に対し、労務単価・歩掛を明示した見積書を提出することを求めることについて

注文者として、材料費等記載見積書の交付を請求する際に、労務費について労務単価・歩掛を明示することを求めることは差し支えなく、また、請負契約において適正な労務費を図る観点から推奨される。

### 方針28 注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について

受注者側が労務費、必要経費を内訳明示した見積書の提出を妨げる様式を使用することや、受注者が指定様式と別様にて提出した労務費等を内訳明示した見積書を無視し、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止される

### 方針29 注文者側が、請負金額（労務費額）を提示して受注者を募集することについて

受発注者間の契約締結段階において、受注者が見積書を提出するのではなく、注文者が受注者に発注書（注文書）を送付する等の形式により、注文者が請負代金額（労務費額）を指定して、その提示額で請け負う者のみと契約する場合、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに特に留意が必要である。

また、建設業者である注文者が請負金額を指定して受注者を募集する場合には、改正法第20条第2項の趣旨を踏まえ、注文者は、前提となる工期や施工条件を明示するとともに、労務費額を指定する際には、根拠となる労務単価及び歩掛を明示することが求められる。

### ③ 注文者の対応（方針25～35）

#### 方針30 注文者が基準を下回る水準の労務費での見積書を受け取った場合取るべきアクションについて

注文者が基準を下回る水準の労務費での見積書を受け取った場合、受注者の行為は法違反の見積り又は法違反のダンピング受注に該当する恐れがあることを踏まえ、注文者又はそのような見積り・契約を把握した者は、まず受注者に意図を確認した上で、不適正であると考えられる場合には「駆け込みホットライン」等に通報することなどが期待される。（注文者に具体的な作為義務が生じるものではない）

#### 方針32 注文者が見積りを提出した者と契約しないことについて

注文者側において、受注者側が提出した見積書が予算に合わないと判断した場合に、見積書を提出した者と契約しないことは差し支えない。

ただし、注文者が他の者と契約しようとするときに、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは禁止されていることに留意が必要である。

#### 方針33 注文者側が相見積りを取る場合の選定について

注文者側が複数の相見積りを取る場合、特に賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、留意する必要がある。

注文者においては、「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」に基づく自主宣言を行った者の優先選定を行うこと、総価としてより安価な額の見積書を提出した者を選定する場合においても、労務費等が適正に見積もられているかを確認し、労務費等の額が通常必要と認められる額を著しく下回る場合には選定しないこと等が期待される。

## ④発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応（方針36～56）

### 方針39 民間（個人）発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか

個人発注者を含む建設工事の注文者においては、発注する工事の内容及び注文者としての予算と、それに対して建設業者が提出した材料費等記載見積書の内容との間に齟齬が生じた場合には、当該材料費等記載見積書の内容を尊重して事業内容及び予算を決定していく必要がある。

注文者において複数の相見積りを取る場合において、材料費等記載見積書の請求を行うなどしつつ（法第20条第4項）、特に労務費を原資とした不適切な価格競争が行われないう、サプライチェーン全体で商習慣の定着を図っていくことが必要である。

その上で、注文者側において、受注者側が提出した見積書が予算に合わないと判断した場合には、契約しないこと自体は差し支えない。

### 方針44 発注者として独自に賃金調査を行った上で、労務費について公共工事設計労務単価より低い水準で予定価格を積算して発注した場合、建設業法違反になるのか

発注者が予定価格（予算）を作成する場合において、労務費の積算に際し、独自に行った賃金調査を元にする等の独自の方式を採用することは、直ちに建設業法違反となる訳ではないが、労務費の積算については本基準を踏まえた適正な労務費が請負契約において確保されるような方法で行うことが望ましい。

また、この際、受注しようとする建設業者から設計労務単価水準の材料費等記載見積書が提出されたにもかかわらず、発注者の予算の水準に合わせるよう、当該建設業者に対して見積変更依頼をした場合には、建設業法違反となる可能性がある。更に、総価での原価割れ契約に該当することとなる場合についても同様である。

### 方針47 発注者との契約段階において一次下請が材料費等記載見積書を作成しない、又は二次以下の下請から見積りを徴収せずに材料費等記載見積書を提出してきた場合、元請としてどのように対応する必要があるのか

今回の改正法の趣旨を踏まえ、技能者を雇用している下請業者や、一人親方が適正な賃金原資（労務費）を確保し、建設技能者の賃上げに繋げていくためには、これらの下請業者等から必要な労務費等を内訳明示した見積書が提出されることが望ましい。

発注者との契約段階において一次下請が材料費等記載見積書を作成しない、又は二次以下の下請から見積りを徴収せずに材料費等記載見積書を提出してきた場合でも、元請としては、一次下請に対して労務費等の内訳明示した材料費等記載見積書の提出を求めることや、当該下請負人が二次以下の下請に再下請負契約をする際に、労務費等の内訳明示を求めることを働きかけることが期待される。

### ④発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応（方針36～56）

**方針51** 元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。その場合、労務費は請負契約全体に係る部分のみ示せば良いか、各工程・工種に分けて明示しなければならないのか

総合工事業者が発注者に提出する見積書についても労務費等の必要経費を内訳明示に努める必要がある。この場合において、請負代金総価の内訳としての労務費が内訳明示されていれば足りるが、発注者との価格交渉において、必要な労務費を確保する観点から、各工種・工程ごとに内訳明示をすることも差し支えない

**方針53** 特に注文住宅等の個人発注者に対して、労務費や労務単価・歩掛の内訳明示をする必要があるのか

改正法に基づく労務費、必要経費の内訳明示は、受注側から適正な労務費等を確保できるようにすることが目的である。この点、受発注者間での価格交渉において、労務費等を内訳明示して確保する必要がある場合には、個人発注者相手であっても労務費等を内訳明示することが望ましい。

また、例えば歩掛情報が受注者として秘匿性の高い情報である場合等、歩掛の明示が困難な場合においては、適正な水準の労務費総額を建設業法第20条に基づく労務費の内訳明示として見積りで明記するという手法が考えられるが、この場合においても、元請は許可行政庁に対して当該労務費が適正な水準であることを説明できることが必要であり、根拠なく効率の良い歩掛を用いることで「著しく低い労務費での見積り」を行った場合は建設業法違反となるおそれがある。



## 参加することの効果

宣言企業は、シンボルマークを使用可能とし、企業一覧をHPで公表。また、宣言企業に対して、**経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討を行っている**。これらを通じて

- ・建設技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者として評価され、**就業者に選ばれる**。
- ・事業活動に必要な就業者を安定的に確保
- ・発注者からエンドユーザーに至るまで**サプライチェーンの中で適切に評価される**。

## 自主宣言への参加の流れ

### 01 自主宣言の立場の選択

自主宣言は以下の立場で行うことができます。  
①元請事業者、②下請事業者、③発注者どの立場で宣言を行うか選択してください。

### 02 必須項目の検討

宣言する立場により必須項目内容が異なりますので、立場に応じた検討をお願いいたします。

## 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の必須項目（一部抜粋）

元請事業者	下請事業者	発注者
<b>労務費確保・賃金支払い等のための取組</b> ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	<b>労務費確保・賃金支払い等のための取組</b> ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	<b>労務費確保・賃金支払い等のための取組</b> ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
<b>CCUS の活用</b> ・全ての現場において、CCUSを利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。 等	<b>CCUS の活用</b> ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
<b>宣言企業との取引優先</b> ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	<b>宣言企業との取引優先</b> ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	<b>宣言企業との取引優先</b> ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

※自主宣言への詳しい参加方法等については、ポータルサイトをご参照ください。  
**○申請ポータルサイト: <https://jishusengen.mlit.go.jp>**  
 令和7年12月12日(金)より申請受け受け開始(それまではHPは稼働していません)



国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 殿  
 国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長 殿  
 国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材） 殿

警察庁丁生企発第750号  
 令和7年12月9日

警察庁生活安全局生活安全企画課長

建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と  
 支払いの実効性の確保依頼について

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年12月2日、中央建設業審議会において、改正後の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第34条第2項に基づく「労務費に関する基準」（以下「本基準」という。）が勧告されました。また、価格交渉時の適正な労務費（賃金の原資）の確保をより円滑に進める観点で、国土交通省において策定する本基準を踏まえた適正な労務費の具体的な数値（以下「基準値」という。）として、建設工事における交通誘導警備員の基準値が策定されました。

本基準については、適正な労務費が、公共工事・民間工事に問わず、受発注者間、元請一下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを目的として作成されたところ、委託事業者等から委託を受けた中小受託事業者等間においても、建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保と支払いの実効性が確保されるために、当庁において、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第二十号）に基づく価格転嫁に必要な指導・助言を行うとともに、建設工事における交通誘導に従事した警備員への適正な賃金の支払い等について、警備業界に周知を図っていく予定にしております。

つきましては、貴省において、貴省所管の建設業界団体等に対し、交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保と支払いの徹底を周知していただき、建設業法の枠組みにおいても実効性を確保するとともに、適正取引等が推進されますようお願いいたします。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課警備係  
 電話番号 03-3581-0141（3022）

## 建設工事における交通誘導警備員の労務費の基準値：愛知県

工事の種類	交通誘導警備			
標準的な規格・仕様	交通誘導警備員			
条件（職種）	交通誘導警備員A			
労務費の基準値	20,900(円/日)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/日)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/日)
	交通誘導警備員A	1.00000	20,900	20,900.00
	合計			20,900.00

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(愛知県)による。

補足事項  
 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

### 【条件】

- ・条件は以下の通り。
- ・職種：交通誘導警備員A
- ・職種「交通誘導警備員A」とは、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員で、以下の現場で従事するもの。
- ①高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）において行うもの。
- ②道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路における危険を防止するため必要と認めるもの。

### 【留意点】

- ・交通誘導警備員及び建設機械の誘導員等の交通管理を行う場合の警備員の日当たりの労務費である。
- ・1人・日当たりの単価である。
- ・主な作業内容としては、上記条件における交通誘導警備を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・本基準は所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外・休日及び深夜の労働についての割増賃金は含まないことから、作業時間等に応じた適切な補正を行う必要がある。
- ・高度な技能を要する場合は、現場でも考慮し、適切な補正を行う必要がある（例えば、供用中の高速道路上をはじめ、危険度が高い現場や交通量が多い現場等）。

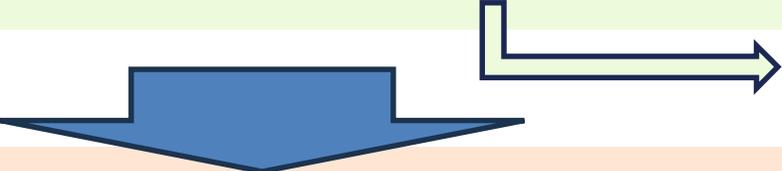
労務費の基準値に  
 「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」  
 を含めた参考値  
 29,469(円/日)

- 本参考値は、労務費の基準値に「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」として、労務費の基準値の41%（令和7年2月14日報道発表資料「建設労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表」による。）を加算した金額（参考値）である。
- ・「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」とは、建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、安全管理費、宿舍費等であり、これらの費用は労務費の基準値には含まれていない。
- ・「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」は全国調査をもとに試算した参考値であり、職種、工事規模等の条件により変動する。また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものである。
- なお、個別の請負契約における労務費の見積りに当たっては、以下の点に留意し、契約当事者間で十分に協議することが必要である。
- ・実際に、「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定められるものである。（例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用意するかなど。）
- ・「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」と、建設業法第20条第1項に規定する「当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」の範囲は異なる。
- ・「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」に利益、本社経費等は含まれない。

- 前回(R5.6) 記者発表資料より

将来の処遇面でのキャリアパスを示すとともに、技能・経験に応じた賃金支払いについて目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有することを通じて、官民一体となって、賃上げや適正価格の受発注の促進を目指すもの。

法的拘束力はなく、支払いを義務づけるものではない。



あくまでも目安

- 労務費に関する基準より

建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。



建設業法上の指導等にも結びつく基準

- ①ブロック別にレベル別年収を算出  
(前回: 全国一律⇒今回: ブロック別)
- ②前回以降新たに認定された能力評価分野等(11分野)を追加  
(前回公表: 32分野⇒今回: 43分野)
- ③最新の公共工事設計労務単価を適用  
(前回: 令和5年3月単価⇒今回: 令和7年3月単価)
- ④公表の対象を「標準値」(従前の「下位」)及び「目標値」に限定(従前の「中位」)するとともに、「目標値」を「中位値以上」と標記

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

## ブロック別 ( 全 分 野 ) (年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1(単位:万円) (標準値~目標値)	レベル2(単位:万円) (標準値~目標値)	レベル3(単位:万円) (標準値~目標値)	レベル4(単位:万円) (標準値~目標値)
全 国	385 ~ 523以上	420 ~ 587以上	444 ~ 645以上	550 ~ 719以上
北 海 道	356 ~ 483以上	388 ~ 543以上	411 ~ 597以上	508 ~ 665以上
東 北	412 ~ 559以上	449 ~ 628以上	475 ~ 690以上	588 ~ 769以上
関 東	412 ~ 559以上	449 ~ 628以上	476 ~ 691以上	588 ~ 769以上
北 陸	391 ~ 532以上	427 ~ 597以上	452 ~ 657以上	559 ~ 732以上
中 部	408 ~ 555以上	446 ~ 623以上	472 ~ 685以上	584 ~ 763以上
近 畿	378 ~ 513以上	413 ~ 577以上	437 ~ 634以上	540 ~ 706以上
中 国	329 ~ 447以上	359 ~ 502以上	380 ~ 552以上	470 ~ 615以上
四 国	351 ~ 477以上	383 ~ 535以上	405 ~ 589以上	501 ~ 656以上
九州・沖縄	365 ~ 496以上	399 ~ 557以上	422 ~ 613以上	522 ~ 683以上
参考①特殊作業員	404 ~ 544以上	443 ~ 612以上	449 ~ 662以上	569 ~ 744以上
参考②普通作業員	342 ~ 462以上	375 ~ 519以上	381 ~ 562以上	483 ~ 631以上

＜試算条件＞・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成  
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)  
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

# 【参考】CCUSレベル別年収 中部ブロック①

能力評価分野	レベル1 (単位:万円)		レベル2 (単位:万円)		レベル3 (単位:万円)		レベル4 (単位:万円)	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	354	469以上	416	545以上	462	659以上	570	745以上
橋梁	479	684以上	498	761以上	637	870以上	714	934以上
造園	363	483以上	401	534以上	423	595以上	495	658以上
コンクリート圧送	431	582以上	473	654以上	480	708以上	608	794以上
防水	401	572以上	416	637以上	533	728以上	597	781以上
トンネル	534	762以上	555	848以上	709	969以上	795	1040以上
建設塗装	452	630以上	479	702以上	580	803以上	656	863以上
左官	407	570以上	430	633以上	522	719以上	592	778以上
機械土工	438	591以上	480	664以上	487	719以上	617	807以上
海上起重	439	592以上	482	665以上	490	721以上	618	809以上
PC	426	597以上	451	664以上	547	753以上	620	815以上
鉄筋	404	576以上	419	641以上	536	733以上	601	787以上
圧接	404	576以上	419	641以上	536	733以上	601	787以上
型枠	407	582以上	423	647以上	541	740以上	607	794以上
配管	340	450以上	399	523以上	443	632以上	547	715以上
鳶・土工	408	582以上	424	648以上	542	741以上	608	795以上
切断穿孔	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
内装仕上工事	473	675以上	491	752以上	629	859以上	705	922以上
サッシ・カーテン	415	593以上	431	660以上	552	754以上	618	809以上
エクステリア	412	578以上	436	642以上	529	728以上	600	788以上
建築板金	411	587以上	427	654以上	547	747以上	613	801以上
外壁仕上	411	573以上	435	638以上	528	730以上	597	785以上
ダクト	377	500以上	443	581以上	492	702以上	608	794以上
保温保冷	391	518以上	459	602以上	510	728以上	630	823以上

<注>

- ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- ・ オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

# 【参考】CCUSレベル別年収 中部ブロック②

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	432	582以上	473	653以上	481	708以上	607	794以上
冷凍空調	351	466以上	413	541以上	458	654以上	566	740以上
運動施設								
基礎ぐい工事	385	523以上	418	587以上	440	641以上	547	714以上
タイル張り								
標識・路面標示								
消火設備	350	464以上	411	539以上	456	652以上	564	736以上
建築大工	436	623以上	453	693以上	580	792以上	650	850以上
ガラス工事	402	574以上	418	639以上	534	730以上	599	784以上
ALC								
土工	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
ウレタン断熱	391	518以上	459	602以上	510	728以上	630	823以上
発破・破砕	430	584以上	467	656以上	491	716以上	611	798以上
建築測量	407	582以上	423	647以上	541	740以上	607	794以上
圧入	442	601以上	482	674以上	507	737以上	628	821以上
さく井	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
解体	424	576以上	461	647以上	485	706以上	602	787以上
計装工事	353	468以上	415	544以上	461	658以上	569	743以上
土質改良	390	526以上	428	590以上	435	640以上	549	718以上
潜函	516	737以上	536	821以上	686	938以上	769	1006以上
住宅建築関連	370	516以上	392	575以上	475	657以上	537	706以上
石材施工	474	632以上	524	699以上	554	779以上	648	862以上
参考①特殊作業員	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
参考②普通作業員	375	506以上	411	568以上	417	615以上	529	691以上
全職種平均	408	555以上	446	623以上	472	685以上	584	763以上

<注>

- ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- ・ オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

## 経緯

- 「労務費に関する基準」において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられた

### ◆労務費に関する基準(抄)

#### 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

#### (3) 支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

#### ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

- ・労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」とする)を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

## 改正内容

- 受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、雇用する技能者や直接の下請事業者に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を導入【公共・民間(甲・乙)・下請】
- 契約当事者の任意で利用できる選択条項として追加。
- 労務費の行き渡り確保の観点から、予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の導入を約する条文(A)を基本としつつ、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など個々の契約段階において個別に導入を約する条文(B)についても選択可能とし、できるところから活用を推奨

## (1) コミットメントの趣旨

- ・個々の取引において適正な労務費が支払われ、末端の事業者まで行き渡ることが重要
- ・行政による監督指導を補完する仕組みとして、契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能とするのが「コミットメント条項」である

## (2) コミットメントする(約束する)内容について

① **適正な賃金**を雇用する**技能者に支払う**

② **適正な労務費**を**下請事業者に支払う**

③ **下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する** ※(A)導入の場合

④ ①～③について、**注文者の求めに対して**、関係書類(※)を提出する(**情報開示**する)

※①については誓約書、②及び③については契約書の写しで可

## (3) コミットメント条項の導入について

- ・全ての標準約款(公共・民間(甲・乙)・下請)に、「選択条項」として追加(契約当事者の任意で導入)
- ・コミットメント条項を導入する場合、以下の(A)(B)のパターンから選択
  - (A) ①②に加え、③を約する(下請契約においてもコミットメント条項の導入を約する)
  - (B) ①②のみを約する (下請契約においては個別に導入を判断する)
- ・労務費の行き渡り確保の観点からは(A)を基本としつつ、(B)も選択可能とすることで、導入可能なところからの活用を推奨

## ●注文者の立場として

・関係者(株主、議会、財政当局、住民など)への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費を原資として、受注者が下請事業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることを確認することが可能となる

## ●受注者の立場として

・自社が下請事業者や雇用する技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っている企業であること、さらには適正に労務費や賃金を支払っている企業を下請契約の相手方としてしていることについて、発注者をはじめ広くPRすることができる

➤ 国においても、直轄工事においてコミットメント条項を導入したモデル工事を実施し、活用事例を蓄積するとともに、地方公共団体や民間発注者への横展開を図っていく。

➤ 関係の皆様におかれても、積極的な導入を検討いただきたい。

コミットメント制度の活用に関するガイドラインとして、「労務費に関する基準」の運用方針(令和7年12月10日国土交通省公表)において条項の解説や運用上の留意点が記載されているので、これも参照の上、活用を検討されたい。

※「労務費に関する基準」の運用方針はこちらから ⇒



### 方針57 コミットメント制度の創設趣旨について

- 本基準の実効性確保策として、受注者による下請負先に対する適正な労務費の支払及び技能者に対する適正な賃金の支払を確保するため、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(以下総称して「コミットメント」という。)を建設工事標準請負契約約款に導入することにより、個々の取引について契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みとして設けたものである。

### 方針58 コミットメント制度のメリットについて

- コミットメント制度の活用により、以下のメリットが生じるものと考えられる。
  - ① 注文者は、関係者への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費が原資となって、受注者が下請事業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることについて確認することが可能となる。
  - ② 受注者は、自社が下請企業や雇用する技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っている企業であることについて、他の発注者や専門工事企業に対してPRすることができる。

## 方針59 <別紙04第1項>「適正な労務費」とはなにか。「適正な労務費」であることについて、契約当事者はどのように確認するのか。

- 本基準において、適正な水準の労務費とは、「適切な職種の公共工事設計労務単価(円/人日(8時間))」に「施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛(人日/単位施工量)」を乗じて算出される「単位施工量当たりの労務費」に、「必要な数量(施工量)」を乗じて得られる値に相当する額とされている。
- 契約に至る前のプロセスにおいて、建設業法第20条及び本基準に定めるところに基づき、建設業者は適正な水準の労務費等について内訳明示した材料費等記載見積書を作成・交付し、注文者はこれを考慮・尊重するよう努めることとされている。また、同条第4項により、建設業者は注文者から請求があったときはこれを交付しなければならないこととされている。
- 契約が締結された後においては、公共工事標準請負契約約款第3条等に基づき、受注者が作成し注文者に提出する請負代金内訳書において、上記の見積書に記載された額に対応する労務費を内訳明示することとなる。
- したがって、例えば、契約当事者間において、この請負代金内訳書に記載された労務費の額について、本基準に基づき行った最終見積書の段階から大きく減額されていないかなど確認するという方法が考えられる。
- また、公共工事の場合は、労務費を内訳明示した「入札金額内訳書」の提出が義務となるが、改正入契法の趣旨を踏まえ、請負代金内訳書に明示された労務費が、入札金額内訳書に明示された労務費から大きく減額されていないかなど確認を行うことが望ましい。
  - ※ 仮に、最終見積りの段階や入札金額内訳書に明示された額から大きく相違している場合には、本基準に照らして適正な労務費となっていることについて、受注者から説明を受けることが望ましい。

## 方針60 <別紙04第3項①第一号>「技能者」の範囲について

- 本運用方針①(基準に関する基本的な考え方・取扱い)「方針6」と同様である。

## 方針61 <別紙04第3項①第一号>「適正な賃金」について

- 建設業法第25条の27第2項では、「建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない」とされているところ、「適正な賃金」とは、雇用する技能者の有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づき支払われるものである。
- 本基準においては、公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上の水準での技能者の処遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指すこととしているところ、国土交通省において公表しているCCUSレベル別年収は、技能者に支払うことを目指すべき賃金としての位置づけで公共工事設計労務単価から技能者の経験年数・保有資格等を踏まえて算出されており、これを日額換算した額の加重平均が公共工事設計労務単価となる関係を有する。
- 上記を踏まると、このCCUSレベル別年収が、個々の請負契約における「適正な賃金」に係る具体的な一つの目安になると考えている。

## 方針62 <別紙04第4項>書面の提出を求める方法等について

- 標準請負契約約款においては、書面の提出を求める方法や時期(タイミング)などについて、特段の定めを置いていないが、過度な負担とならないよう、契約当事者の合意の下、合理的な方法や範囲において行われることが望ましい。
- また、労務費や賃金の支払いの時期については、労務費については工事目的物の引き渡しの時期に支払われる場合や出来高に応じて一定の期間ごとに支払われる場合などが想定され、また、賃金については月給制や日給制などによって異なることなど、当該工事の契約内容や事業者における賃金制度によって異なることが想定される。したがって、各種書面の提出を求めるに当たっては、こうした事情も十分に配慮して、受注者にとって過度な負担とならないよう、契約当事者において適切に協議されることが望ましい。

## 方針63 <別紙04第4項①柱書>「理由」を付すことについて。どのような「理由」が想定されるか。

- 情報開示に当たっては、単に書面の提出を求めるのではなく、一定の理由を添えて、必要な書面の提出を求めることが適切である。
- 例えば、適正な労務費の確保や適正な賃金支払いの確認のために提出を求めることや、財政担当セクション等との調整・説明、住民や議会への説明のために提出を求めることなどが想定される。

## 方針64 <別紙04第4項②第一号>「関する書面」について

- コミットメント制度の趣旨は、個々の技能者に対する賃金水準の是非を個別に確認するものではなく、発注者から支払われた労務費を原資として、受注者がその雇用する技能者に対して適正な賃金を支払うことについて約束するということから、雇用する技能者に適正な賃金を支払ったことを宣言した書面である「誓約書」の提出により、「関する書面」の提出がなされたこととする。
- なお、労務費の基準の実効性確保策として、「処遇優良事業者証の活用」が検討されており、将来的にはこうした書類の活用についても検討する。  
※ 賃金の支払いに関する書類として、例えば「賃金台帳」が存在するが、個人情報であることから、これの提出を強いることは適切ではない。

## 方針65 <別紙04第4項②第二号>「関する書面」について

- 下請事業者との「契約書の写し」の該当部分が想定される。
- なお、契約書には請負代金額の総額のみが記載されていることが想定されるが、この場合は、建設工事標準下請契約約款第2条に基づき作成することとなっている労務費を内訳明示した請負代金内訳書を提出することも想定される。

## 方針66 <別紙04第4項③第三号>「関する書面」について

- 下請事業者との「契約書の写し」の該当部分が想定される。
- なお、発注者と元請事業者との間で本号に基づき提出が求められる書面(契約上提出しなければならない書面)については、元請事業者と一次下請事業者との間の下請契約に関する契約書の写しであり、一次下請事業者と二次下請事業者との間の下請契約に関する契約書の写しではないことに留意する必要がある。  
※ (A)を選択した場合はコミットメント制度が導入されたもの

## 方針67 コミットメント制度の活用について

- 制度の趣旨やメリットをまとめたリーフレットの作成・配布やコミットメント制度の解説を含む各種説明会の開催などにより、制度の周知・普及を図っていく。その際は、中小事業者や一人親方等にも制度趣旨等が伝わるよう、内容等の工夫を行う。
- 国の直轄工事において、コミットメント制度を導入したモデル工事を実施し、活用事例を蓄積するとともに、地方公共団体や民間発注者への横展開を図っていく。

## 方針68 「選択的条項」とすることについて

- コミットメント制度は、労務費や賃金の支払いの実効性確保の取組として重要な仕組みであるが、他分野においても例の見られない画期的な取組であることから、まずは契約当事者間が任意で導入できる選択的条項として規定したもの。
- 多くの請負契約において導入されるよう、活用促進に取り組んでいく。

## 方針69 条文(A)と条文(B)を選択して使用することについて

- 労務費の確保と行き渡りを担保するためには、発注者と受注者との間でコミットメントが導入された場合には、各契約段階においても同様のコミットメント制度が導入されることによって、末端の事業者や技能者まで行き渡りの確保が図られることとなる。
- したがって、条文(A)においては、発注者と元請事業者との契約において、元請事業者と一次下請事業者との間の元下契約の中において当該一次下請事業者が二次下請事業者との間でコミットメント条項を導入することを約する内容を含むことを規定することで、各段階においてコミットメント条項が導入されるように措置している。
- 一方、発注者と元請事業者との契約段階において、一次下請事業者と二次下請事業者との間においてコミットメント条項を導入することについてあらかじめ約することが困難な事情がある場合においても、各段階において契約当事者間が個別に約することによって、雇用する技能者に対する賃金の支払いや下請事業者への労務費の支払いについてのコミットメントの導入を可能とすることが重要である。
- このため、元請事業者と一次下請事業者との下請契約において二次下請事業者とのコミットメントの導入を約するパターンを基本としつつ(条文(A))、発注者と元請事業者、元請事業者と一次下請事業者など、各契約段階において個別にコミットメントを導入するパターンについても選択できるように規定(条文(B))している。

## 方針70 コミットメントに違反した場合について

- コミットメント制度の趣旨は、発注者から支払われた労務費を原資として、受注者とその雇用する技能者に対して適正な賃金を支払うことや下請先の事業者に対して適正な労務費を支払うことについて約束するという責務的な規定であることに鑑み、標準請負契約約款においては、コミットメントに違反した場合における契約解除等のペナルティの規定は設けていない。
- したがって、コミットメントに違反した場合、直ちに注文者側に解除権や損害賠償請求権が生じるものではないが、契約上の債務不履行には該当することから、契約解除等の一事由となり得る。
- なお、請負契約にコミットメント条項を盛り込んでいるにもかかわらず、契約当事者がその履行を行っていないことが確認された場合には、建設Gメン等による請負契約適正化の取組において、契約に基づき誠実にコミットメントを履行することについて指導助言を行う対象となり得る。

## 方針71 注文者が直接契約する受注者以外の事業者(一次下請事業者等)について、コミットメントに基づく情報開示の状況を把握しようとする場合、どのような対応が考えられるか。

- 例えば、発注者が、一次下請事業者の賃金・労務費の支払い状況について把握を行うため、元請事業者に対して、一次下請事業者から提出を受けた賃金の支払を証する書面の提出を求めることが想定される。
- この場合において、コミットメントは直接契約を締結した当事者間のみを拘束するものであることから、契約上、発注者からの当該求めに対して元請事業者側に応じる義務はなく、あくまで元請事業者の任意によるものであることに留意する必要がある。
- また、各契約段階においてコミットメントが導入されている場合において、各段階における注文者が受注者から支払いを証する書面の提出を受け、最上位の元請事業者がこれらを集約して発注者に提出することも想定されるが、この場合においても、元請事業者による集約及び発注者との契約関係がない事業者との間における書面の提出はあくまで任意によるものであることに留意する必要がある。

(適正な労務費の確保等)

第三条の二(A) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者(次号において「下請負人」という。)に支払うものとする。

三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

- イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。
- ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者(ハにおいて「再下請負人」という。)に支払うこと。
- ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。
  - ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面
- 三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面

[注]第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(適正な労務費の確保等)

第三条の二(B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面

[注]第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注]第三条の二は(A)又は(B)を使用し、使用しない場合は削除する。

## ◆労務費に関する基準(抄)

### 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

#### (3) 支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

##### ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

・建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付けるため、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」に加えて、デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

・通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細な調査を行うとともに、法令違反が疑われる場合等には、建設業者への指示等や発注者への勧告等を実施することが適切である。

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正され、令和7年12月12日に完全施行された。
- 公共工事の入札時に応札者は、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は、その提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならない。(入契法第12条及び第13条)
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン」は、「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法について留意点をまとめた内容である。

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

### (入札金額の内訳の提出) ※改正部分(赤下線)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

### (各省各庁の長等の責務) ※改正無し

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和六年国土交通省省令第五号)

### (適正な施工を確保するために不可欠な経費) 規定(赤下線)

第一条 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

二 安全衛生経費(平成二八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

- 現行、公共工事の入札時に応募者は入札金額の内訳の提出が義務付けられている。
- 入札金額の内訳の取扱いや実施方法について、今回の法改正の完全施行により、内訳には、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費(※)を記載する内容に変更される。(入契法第12条)  
※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を明示
- 内訳書の様式(例)については、令和7年11月18日に通知を地方公共団体等宛に送付

## 目次

1. はじめに.....	1
<b>2. 公共工事における入札金額の内訳の提出.....</b>	<b>3</b>
2-1 内訳書に記載すべき内容.....	4
2-2 内訳書の様式(例).....	12
3. 「労務費ダンピング調査」の実施.....	21
3-1 背景.....	21
3-2 実施方法.....	22
3-3 「一定水準」の設定方法.....	30
3-4 理由の確認.....	31
3-5 建設Gメン通報.....	35
3-6 調査例.....	38
4. Q&A.....	48
4-1 労務費ダンピング調査の概要について.....	48
4-2 労務費ダンピング調査の方法について.....	49
4-3 労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Gメンへの通報について.....	51
4-4 労務費の基準について.....	52
5. 参考資料等.....	54
5-1 公共工事設計労務単価.....	54
5-2 標準的な労務構成割合の算出方法.....	62
5-3 その他の係数.....	65

【現行の入札金額の内訳の例】

工事費内訳書		
工事名	〇〇事業(〇〇) 道路改良工事	
工種等	金額(円)	
道路改良		A
土工		a
法面工		b
擁壁工		c
雑工		d
直接工事費		A (a+b+c+d)
共通仮設費計		B
現場管理費		C
一般管理費等		D
工事価格		A + B + C + D

【新たな入札金額の内訳のイメージ例】

工事費内訳書	
工事名	〇〇事業(〇〇) 道路改良工事
工種等	金額(円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A (a+b+c+d)
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費	B
現場管理費	C
うち法定福利費の事業主負担額(※1)	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	D
工事価格	A+B+C+D
うち安全衛生経費(※2)	

※1 雑用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」  
※2 「工事原価のうち安全衛生経費」

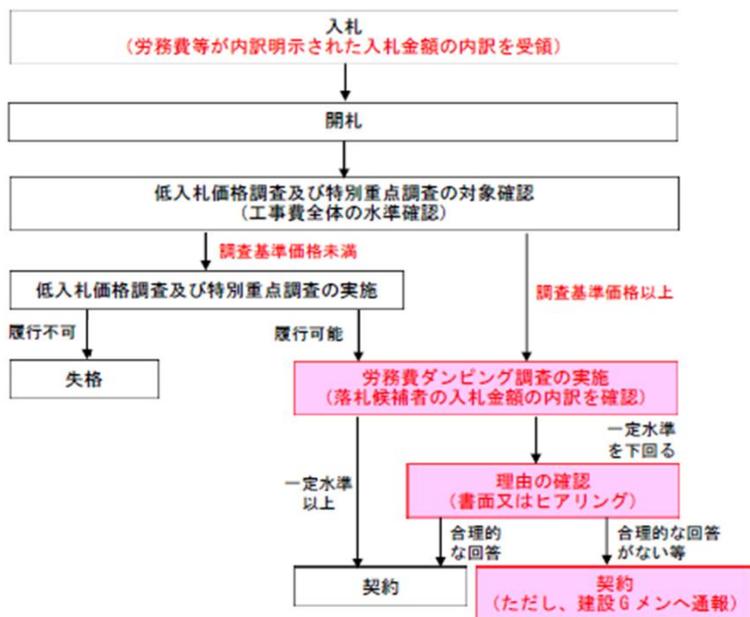
※土木工事、建築工事、小規模工事(土木・建築)の様式例をガイドラインに掲載

工事費内訳書						代表者 氏名
工事名: 〇〇〇〇工事	工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良	道路土工		式	-		
	擁壁工		式	-		
	掘削		式	-		
	掘削		m <sup>3</sup>	10,000		
	...					
建設工事費	うち材料費		式	-		
	うち労務費		式	-		
	うち安全衛生経費		式	-		
共通仮設費(単料上)			式	-		
総工事費			式	-		
現場管理費			式	-		
	うち法定福利費の事業主負担額		式	-		
	うち建退共制度の掛金		式	-		
工事価格			式	-		
	うち安全衛生経費		式	-		
一般管理費等			式	-		
工事価格			式	-		
消費税相当額			式	-		
工事費計			式	-		

注) 本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求められるものである。  
注2) 表が提示する本工事の数量勘定表の工種、種別、細別に対応して単位、数量、金額を記入するものとする。

- 入札金額の内訳に記載されている直接工事費が「一定水準」以上か、確認を行い「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等にてその理由の確認を行う。
- 「一定水準」は、直接工事費(官積算額)に係数(※)を乗じて設定する。(※ 係数は中央公契連モデルで使用されている97%を基本とする。)

労務費ダンピング調査の一例  
(低入札価格調査制度の場合)  
※最低制限価格制度も同様フローあり



低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合

- 低入等で原則適用額が高いことにより同制度の対象工事数が少ない団体など、ダンピング対策の実施が十分でない団体もある。
- 各公共発注者は、低入等を行う対象工事の拡大(原則適用額の引き下げ)等、適切に取り組みを求めるが、実務上直ちに対象工事の拡大が困難とも想定される。



よって、少なくとも実施すべき労務費(直接工事費)部分の確認方法として、低入及び最低制限に該当しない場合は、予定価格以下、かつ最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となるため、この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。

※なお、施工体制確認型総合評価落札方式を導入している場合は、同方式に位置付けられているヒアリング等で労務費を確認していることから、施工体制の確認をもって労務費ダンピング調査を実施したものとみなす。

- 「労務費ダンピング調査」で「一定水準」を下回った場合、発注者から落札候補者に対して、「一定水準」を下回った理由の確認を行う。(理由書の例、参照)
- 合理的な回答が得られなかった場合の対応として、発注者から「合理的な理由なく労務費を削減してはならない」等の注意喚起・警告を原則として書面等で行ったうえで、建設Gメンへ通報する。

## 【理由書(例)】

令和 年 月 日

〇〇 〇〇殿

住所  
商号又は名称  
代表者 氏名

**理 由 書**

〇〇〇〇工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

①合理的な回答(例)

- 一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- 発注者が想定している工法とは異なる工法(もしくは新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- 過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- 下請けからの見積りが材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上でできなかった。

等

②合理的ではない回答(例)

- 下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- 最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- 下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- 根拠なく概算で算出した。

等

## 【合理的な回答が得られなかった場合の対応】

令和 年 月 日

(株) 〇〇建設  
代表取締役 社長 〇〇 〇〇殿

〇〇県〇〇市 〇〇〇長

**労務費ダンピング調査の結果に基づく要請**

「〇〇工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費(労務費)が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	・以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

以上

# 5. 建設Gメンによる監視体制の強化

---

- ◆ 国土交通省の建設業所管部局の職員である建設Gメン（令和7年度現在：148名）は、下請取引等実態調査などの書面調査や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報等を活用し、請負契約における労務費の見積額や価格交渉の状況など、建設業法第40条の4に基づき建設工事の請負契約に係る取引実態を調査。
- ◆ 建設Gメンは、取引の適正化を通じた技能労働者等の処遇改善を目的とし、調査結果を踏まえ、不適正な取引行為に対する改善指導や許可行政庁による指導監督に必要な情報の共有を図るなどの取り組みを推進。

## 端緒情報

### ○ 下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年約3万の建設業者を対象にした書面調査

### ○ 駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された建設業法違反の疑いに関する通報を受け付ける窓口

※ 建設Gメンはこれらの情報源より、注文者と受注者の建設工事の取引における建設業法違反疑義を端緒情報として活用



## 主な調査項目

### ○ 請負代金(労務費関係)

- ・ 受注者が材料費や労務費などの建設工事に必要な経費について内訳を明示した見積書を作成しているか
- ・ 受注者が自ら低い労務費による不適正な見積提出をしていないか
- ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めると不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・ 「労務費に関する基準」を踏まえた労務費となっていることについて、注文者及び受注者の双方において確認されているか など

### ○ 工期/下請代金

- ・ 「工期に関する基準」を踏まえ、注文者及び受注者の双方が休日の確保や時間外労働を考慮して工期設定を行っているか
- ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知しているか
- ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- ・ 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか など

不適正な取引行為に対する改善指導や許可行政庁による指導監督に必要な情報の共有

取引の適正化を通じて、技能労働者の処遇改善を図る

- ◆ 国が示す「労務費の基準」を著しく下回る見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更依頼・契約締結の禁止など、昨年6月に公布された改正建設業法により措置された労務費の確保とその支払いのための新たなルールが、本年12月までに施行することになっている。
- ◆ 適正な労務費の確保と技能者への賃金支払の実効性を確保するため、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、指値発注などの既存ルールとともに新たに措置されたルールについて、強く遵守を求めていく必要がある。
- ◆ 昨年度に引き続き書面調査を大幅に拡大し、そこで把握した情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を活用し、違反の疑いのある取引を優先して建設Gメンが実地調査を行い、不適当な取引行為に対する改善指導等を通じて、取引の適正化を図っていく。

## 建設Gメンの実地調査 (主な調査事項)

### ¥ 適正な請負代金・労務費の確保

#### 【主な調査内容】

- ✓ 注文者が指値や一方的な請負代金の減額等をしていないか、受注者が請負代金のダンピングをしていないか
- ✓ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めると不適当な見積変更依頼をしていないか、受注者が労務費等のダンピングをしていないか
- ✓ 労務費等の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか 等



### 適正な工期の設定

#### 【主な調査内容】

- ✓ 受注者は「工期に関する基準」に基づき、時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期の見積りを行っているか
- ✓ 注文者は受注者の工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等



### 適切な価格転嫁

#### 【主な調査内容】

- ✓ 資材価格の高騰等に係る「おそれ情報」について、受注者は契約締結前に受注者に通知しているか
- ✓ 資材価格の高騰等による請負代金や工期の変更について、受注者から注文者に対する変更協議の申出状況、当該申出を踏まえた注文者の変更協議の対応状況
- ✓ 注文者が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づいて、労務費の価格転嫁に向けて採るべき行動をとっているか 等



### 適正な下請代金の支払

#### 【主な調査内容】

- ✓ 注文者が手形の割引料等のコストを一方的に受注者の負担としていないか
- ✓ 手形期間が60日を超える「割引困難な手形」となっていないか(発注者の手形期間等も調査)
- ✓ 注文者が下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

## 法令遵守に向けたその他の取組



### 法令違反疑義の収集

- ✓ 「駆け込みホットライン」に通報があった場合の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないように、通報者の保護に特に努める



### 立入検査の実施

- ✓ 建設Gメンの調査等により違反を把握した建設業者に対して強制力のある立入検査を実施



### 建設業取引適正化推進期間

- ✓ 10~12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施
- ✓ 建設Gメンも、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を実施



### 関係機関との連携

- ✓ 都道府県労働局等との連携による「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」の開催等を通じ民間発注者等に適正な工期設定を働きかけ
- ✓ 賃金支払状況の確認や請負代金(総価)に係る不当な行為に対する措置請求など、実効性を高めるため関係機関と連携

# 【参考】建設Gメンの実地調査結果概要(R6.7~R7.6)

- 元請、一次下請、発注者を対象として70社に対して、主に直近事業年度に完成した工事における注文者及び下請との取引状況について調査を実施
- 第三次・担い手3法の改正を踏まえ、適正な請負代金・労務費の確保（著しく低い労務費見積提出及び変更依頼の禁止、指値発注、ダンピング受注）、適正な工期設定（受発注者間における工期ダンピングの禁止）、適切な価格転嫁（契約変更条項の明記など）、適正な下請代金の支払い（労務費相当分の現金払、手形の期間が60日を超える割引困難な手形）が主な確認事項

	確認された事象	想定される原因	指導事項（口頭含む）
請負代金・労務費の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書において、材工共で計上されており、労務費、材料費等の内訳が明示されていない</li> <li>法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていない</li> <li>積算根拠（人工数、歩掛）について、元請と下請では開きがある</li> <li>当初提示した見積より低い金額で契約している場合が多いが、原価割れでの契約はなかった</li> <li>注文書、請書に約款が添付されていない</li> <li>見積依頼が書面で行われていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各団体が作成した標準見積書を活用することが定着していない</li> <li>公共工事でも材工共で積算している</li> <li>材工別や歩掛を記載して見積書を作成することが慣習になっていない</li> <li>総じて以前より下請の要望が通りやすくなっていると考える</li> <li>書面契約に関する認識が不足している</li> <li>見積依頼を書面で行うことが定着していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準見積書を活用して、労務費、材料費、法定福利費等の経費について内訳明示を行うこと</li> <li>公共工事設計労務単価や建築施工単価等の市価も参考にして見積もること</li> <li>注文書・請書だけでなく、契約約款を添付すること</li> <li>適切な見積条件、見積期間が設定されていることがわかるように、書面（メールでも可）で見積依頼すること</li> </ul>
適切な工期設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期に関する基準自体が浸透していない</li> <li>4週6閉所でも適正な工期と考えている下請業者が多数存在する</li> <li>時間外労働は下請業者より元請業者の方が多い傾向がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期に関する基準が浸透しておらず、工事ごとに基準へ適合していることを確認する考え方が定着していない</li> <li>下請業者には日給月給制が未だ多く、閉所数が多いと技能者の所得が減少する</li> <li>書類作成など技能者より技術者の方が内業が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期設定については、時間外労働の上限規制を考慮して設定すること</li> <li>工期設定については、工期に関する基準を参照して設定すること</li> <li>注文者（受注者）として適切な工期を設定すること</li> </ul>
適切な価格転嫁	<ul style="list-style-type: none"> <li>「おそれ情報」を契約締結前に通知した事例はない</li> <li>物価変動等による諸費用の上昇分について、契約変更した事例はほぼない</li> <li>労務費指針自体を認知している業者は数少ない（静岡県の地場のゼネコンを除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準請負契約約款が活用されていない</li> <li>受注者が注文者側へ諸費用の上昇のおそれについて、ほぼ説明が行われていない</li> <li>静岡県はパートナーシップ構築宣言登録企業について、入札参加資格総合点数への加点を行っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の約款改正の動きに留意するよう周知</li> <li>元請、下請での立場に関わらず、サプライのイチェーン全体で適切に価格転嫁していくことを意識すること</li> </ul>
支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くはすべて現金払となっている</li> <li>100万円以上の出来高の場合、現金35%、手形(60日)65%で支払(1社)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年の約束手形の利用の廃止を見据えてか、ほぼ全額現金支払となっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労務費率が高い業種の場合、「労務費相当は現金払い」に抵触する恐れあり(1社)</li> </ul>

- 適正な水準の労務費が、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保されることが重要。
- 中央建設業審議会が作成・勧告する「適正な労務費の基準」を著しく下回る見積り・契約締結等を禁止（建設業法20条）し、違反した業者は指導・監督（同法28条）、発注者は勧告・公表（同法20条）の対象。
- そのため建設Gメンは、個々の請負契約における労務費の額等を調査（同法40条の4）し、改善指導（同法41条）等を行うが、どのように調査し取引の適正化を図っていくべきか、整理する必要がある。

## 【何を調査するか】

- 見積り時と契約時の労務費の額を把握する必要があることから
  - ① 労務費の価格交渉に際して、受注者が最初に注文者に提出した「材料費等記載見積書」（当初見積書）
  - ② 交渉の結果、契約に反映することとなった「材料費等記載見積書」（最終見積書）
 について、労務費の額とともに、これらの積算根拠として当該労務費に係る施工数量・人工数・適用労務単価を調査する。
- また、当初見積書に記載された労務費の額と最終見積書に記載された労務費の額の間で減額があり、その原因を明らかにする必要があるときは、その原因について注文者・受注者にヒアリング調査する。

注文者

受注者

◆ 受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**

◆ 「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 **<R6改正>**

見積り提出



見積り変更依頼

◆ 「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書

◆ 「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 **<R6改正>**

## 【どのように検証するか】

- 検証に当たっては、
  - ① 受注者が当初見積書の提出時に基準比で著しく低い労務費を見積もっていないか。
  - ② 発注者が最終見積書の提出までに労務費が著しく低くなるような見積り変更依頼をしていないか。
 を確認することとし、基準比で安価な労務費が見積もられていた場合、それが
  - (1) 機械導入等の生産性向上(歩掛(必要人工)の減少)によるものか、労務単価の引き下げによるものか。
  - (2) (1)の原因の程度や妥当性 について比較し検証を行うこととする。
- 「著しく低い」かどうかの程度の判断基準については、事務局において内部基準として検討する。

### 検証イメージ

#### X工事の当初見積書

##### 労務費の額・積算根拠

① 労務費の額	35 万円
② 施工数量	5 トン
③ 人工数	10 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	3.5 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.5 トン

#### X工事の最終見積書

##### 労務費の額・積算根拠

① 労務費の額	15 万円
② 施工数量	5 トン
③ 人工数	10 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	1.5 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.5 トン

#### 【設例】

- A職種の「労務費の基準」が8万円/トン、「公共工事設計労務単価」が4万円/人日、労務費の基準が想定する「標準的な歩掛り」が2人日である場合。
- A職種の技能者が施工するX工事において、当初見積書における労務費の額を35万円、施工数量5トン、人工数を10人日とし、最終見積書の労務費の額を15万円、施工数量と人工数は当初見積書と同じとする。

#### 【Gメンによる検証イメージ】

- 当初見積書の検証
  - ✓ 施工数量「5トン」に、「労務費の基準」である「8万円/トン」を乗じる。
  - ✓ 上記により算出して得た40万円と、当初見積書の労務費の見積額「35万円」を比較し検証。当初見積書の労務費の額が、「労務費の基準」から算出する額を著しく下回るときは、見積りを行った受注者を指導等する。
  - ✓ その際、見積額が基準を下回る原因が労務単価の減少にあるのか、歩掛(2人日)・1人日当たり作業量(0.5トン)にあるのかについて、A職種の公共工事設計労務単価及びA職種の「労務費の基準」が想定する歩掛と比較し検証する。
- 最終見積書の検証
  - ✓ 算出した40万円と、最終見積書の労務費の見積額「15万円」を比較し検証。労務費の額は当初見積書から最終見積書の間で減額されているため、減額の理由が不明な点についてはヒアリングにより把握。設例の場合、労務単価を公共工事設計労務単価比で著しく切り下げるものであり、ヒアリングで注文者の変更依頼によること確認されれば、「労務費の基準」を著しく下回ることとなる額への変更依頼として、注文者を指導等する。

# 【参考】改正建設業法による指導・監督処分等の概要

	法改正の概要等	法規制の対象	勧告の対象	公表の対象	指導・監督処分の対象	公正取引委員会への措置請求等
著しく低い労務費等の禁止	材料費等その他必要な経費の内訳と作業・準備に必要な日数を記載した「材料費等記載見積書」を作成する努力義務（第20条第1項）	建設業者（実質的に受注者）	—	—	—	—
	通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積書の作成禁止（第20条第2項）	建設業者（実質的に受注者）	—	—	第20条第2項に違反した建設業者（第28条）	—
	通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような変更依頼の禁止（第20条第6項）	建設工事の注文者	建設業者と請負契約を締結した発注者（民間発注者を含む）（第20条第7項）	勧告を受けた発注者がその勧告に従わないとき（第20条第8項）	第20条第6項に違反した建設業者（第28条）	—
原価割れ契約の禁止	【既存規定】 不当に低い請負代金の禁止（第19条の3第1項）	注文者	建設業者と請負契約を締結した発注者（公共発注者のみ）（第19条の6第1項）	—	—	第19条の3第1項に違反した注文者である建設業者（第42条）
	通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の禁止（第19条の3第2項）	建設業者（実質的に受注者）	—	—	第19条の3第2項に違反した建設業者（第28条）	—
工期ダンピング対策の強化	【既存規定】 著しく短い工期の禁止（第19条の5第1項）	注文者	建設業者と請負契約を締結した発注者（民間発注者を含む）（第19条の6第2項）	勧告を受けた発注者がその勧告に従わないとき（第19条の6第3項）	第19条の5第1項に違反した注文者（第28条）	—
	通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の禁止（第19条の5第2項）	建設業者（実質的に受注者）	—	—	第19条の5第2項に違反した建設業者（第28条）	—

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について（令和7年12月12日付け国不建第121号）〈抜粋〉

### 三 監督処分の基準

#### 1 基本的考え方

##### （1）建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げない。

##### （2）（1）以外の不正行為等があった場合

建設業法の規定（第19条の3第1項、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき

**指示処分**を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、**第19条の3第2項、第19条の5第1項及び第2項、第20条第2項から第4項まで及び第6項**、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

### 駆け込みホットラインの機能拡充

#### 1. 駆け込みホットライン情報収集フォームの開設

時間・場所を問わずスマートフォン等から、建設業法違反の疑いがある取引行為についての情報提供(通報)が可能となります。

URL・二次元コードはこちら(パソコン・スマホ共通)

<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html>



#### 2. 建設業相談窓口ナビの新設

数問程度の簡単な質問に答えることで、建設工事や建設業者に係る通報・相談先が確認できます。

URL・二次元コードはこちら(パソコン・スマホ共通)

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi>



### 建設業法令遵守ポータルサイトの新設

「建設業法の違反事例」、「建設業許可の要件等・申請先」、「建設業法違反に係るよくあるご質問」などを分かりやすく集約したポータルサイトを新設しました。

ポータルサイトのURL・二次元コードはこちら(パソコン・スマホ共通)

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo>





建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

## あなたの周りに 建設業法違反はありませんか？



365日、24時間、いつでも、どこからでも  
情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

提供者に不利益が生じないように情報を取り扱います

▲ 建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓ロナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為をご確認ください。



まずはチェック！

建設業相談窓ロナビ

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi>



駆け込みホットライン  
情報収集フォーム

<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?k=kakekomi-hl.html>

情報収集フォームからの提供が難しい場合は、引き続き管内の地方整備局等にて電話（0570-018-240）による通報を受け付けております。  
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間は、10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）



詳細は裏面をご覧ください

## 「駆け込みホットライン」で受け付ける建設業法違反事例

＜建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます＞



あらかじめこちらをご確認のうえ通報ください

- 建設業法違反疑義者情報（必須）  
本店所在地、商号又は名称、代表者名、許可区分、許可番号
- 建設業法違反疑義内容（必須）  
契約書面不作成、見積りのやりとりにおける労務費の減額、時間外労働規制に反するような短い工期設定等
- 具体的な建設業法違反疑義内容について（必須）  
いつ、どこで、だれが、何をしたか、経緯等
- 工事情報（任意）  
工事名、施工場所、工事代金（税抜）、工期
- 関係資料（任意）  
契約書、見積書、交渉記録、監理技術者証等の資料等

▶ 建設業法違反のおそれがある取引上の行為かどうか「建設業相談窓ロナビ」で確認

建設業相談窓ロナビ 国土交通省

検索

建設業法以外の内容に関する通報が増えております。  
まずは「建設業相談窓ロナビ」にてご確認ください。

▶ 元請・下請間の取引に関する契約トラブルの相談窓口

建設業取引適正化センター

検索

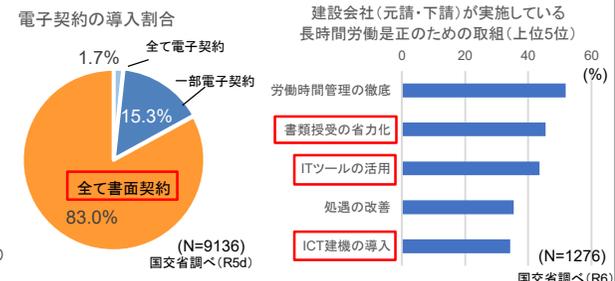
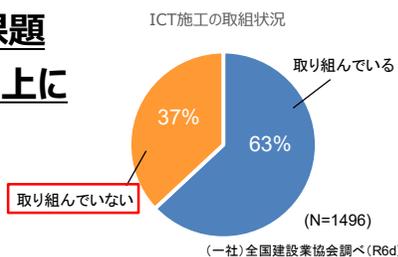
東京 TEL : 03-3239-5095 E-mail: tokyo@tekitori.or.jp  
大阪 TEL : 06-6767-3939 E-mail: osaka@tekitori.or.jp

## 6. 生産性向上に向けた支援

---

## 背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



## 第三次・担い手3法

- ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組  
青字 国・発注者の取組

## ICT指針の概要

- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠
- 建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現

### 【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- 元請・下請間の書類等のやり取りの合理化
- CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用
- 電子契約等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事におけるASPの積極的活用、書類の簡素化が必要



### 【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

#### ＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



ウェアラブルカメラ



3Dレーザースキャナー

- 建設業の持続可能性を確保するためには、**建設業者がその経営規模に応じ、ICTを活用した生産性向上策への積極的取組みを行うことが待ったなしの課題**
- 特に中小建設業者によるICT化に有効な製品を、「**中小企業省力化投資補助金(中企庁所管)**」の補助対象(カタログ)に追加

## 中小企業省力化投資補助金の概要

補助対象	従業員数	補助上限額(大幅な賃上げを行う場合の上限額)	補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等 (補助対象者は中小企業等)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2以下
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1,000万円(1,500万円)	

### 【補助金交付の流れ】



### 製品カテゴリ登録済

マシンコントロール・マシン  
ガイダンス機能付ショベル



チルトローテータ付ショベル



RFIDによる一括読み取りシステム



3Dプリンタ(AM)



ウォータージェットはつり  
ロボット



測量機  
(自動視準・自動追尾機能付高機能トータルステーション)



地上型3Dレーザースキャナー



バランス装置



鉄筋自動曲装置



GNSS測量機



清掃ロボット



シンダーコンクリート解体機



産業用小ロット印刷対応デジタル印刷機



パワーアシストスーツ



鉄筋組立作業ロボット



「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

## 背景・課題

- ✓ 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、**激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。**
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進捗しつつあるなか、**厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。**



災害時は、現地状況の把握や安全確保が難しい

災害対応時における地域建設業の課題に関する実態調査(R6.8国土交通省)  
※グラフは災害対応の要請元ごとの建設業者からの回答数

## 事業内容

○被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

### ① ICT機器の選定・購入

- ✓ 応急復旧活動を想定したICT機器について、間接補助事業者にて選定・購入
- ✓ 購入した機器については、訓練の実施期間以外の期間では、平時の工事においても活用可能

### ② 防災訓練の実施

- ✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業等の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施
- ✓ 会員企業等を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施

ICT機器を活用した迅速な応急復旧を可能とする体制の構築

- ❖ 交代制で応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に
- ❖ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

## 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率 1/2 以内）
- 補助事業者：災害対策基本法第 2 条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体
- 補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際してのICT機器の導入および発災時以外の建設現場におけるICT機器の活用に必要な経費
- 事業期間：令和 7 年度～



# 7. 関係者の皆様へのお願いと 周知メッセージ

---

本省説明資料の一部を修正

- 公的役割を担う建設業を持続可能な産業とするため、技能者の賃金を原資とした低価格競争をしている現状を、生産性の高さと、技能者の処遇を確保した上での価格による健全な競争へ変わるようにしていきたい。
- このためには、建設工事の取引に関わる全ての当事者が、パートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たし、責任ある行動をとることが求められる。
  
- 建設業者は、
  - ・ 労働者に払う賃金の原資は競争の対象にしない、という認識を持っていただきたい(※生産性向上により短い時間・少ない人数で施工する試みは歓迎される)。また、労務費・賃金について「もらえないから払えない」「もらったら払う」といった従前の姿勢を抜本的に改め、「払うためにもらう」商慣行が確立できるよう、主体的に取り組むことが強く期待される。
  - ・ そのため、総価一式ではなく、労務費等を内訳明示した見積書での価格交渉・書面での契約締結、自主宣言を行う取引先の優先選定等、新たな商習慣を実践していただきたい。現場社員にも徹底いただきたい。
  - ・ 将来の担い手確保・若者入職促進に向け、建設業の厳しい労働環境と、CCUSレベルに応じた適正な賃金を払っていただきたい。このため、レベル判定受検などCCUSの一層の活用拡大をお願いしたい。
- あわせて、建設サービスの供給が滞らないようにする観点からは、労務費等の適正な確保は前提としつつ、総額としての建設コストの上昇を抑える努力も必要であり、建設業界として、予算措置も活用しつつ、生産性の向上及び過度な重層下請構造の解消に自律的に取り組むことを期待したい。

- 発注者（注文者）におかれても、
  - ・ 安易に安価な発注を行うことは、建設業の持続可能性を損なうこととなり、結果として持続的な安定発注という発注者利益をも損なうことを念頭に、安ければいいという認識ではなく、パートナーシップを持っていただいて、労務費をしっかりと支払っていただきたい。（見積書に記載された労務費・必要経費を値切る行為は建設業法違反となりうる。）
  - ・ あわせて、  
発注段階における十分な見積期間の確保及び精度の高い設計図書等の提示により、受注者が見積書を作成しやすい環境を整えるべきこと、  
価格交渉の中で受注者からの見積書の尊重による労務費等の適正な確保と書面での契約締結を行うこと、  
施工段階において設計変更が生じた場合の適切な契約変更を行うこと、  
など、注文者・受注者双方の合意にもとづく対等な立場での契約を締結する商慣行の実践を期待したい。  
調達担当者にも徹底されたい。
  - ・ 特に、公共発注者をはじめ、反復継続して工事を発注する主体においては、コミットメントの活用など、発注者としてできる取組の実践をご検討いただきたい。

- ▶ 「**持続的な安定発注**」に向けた建設業の担い手確保のためには、
  - 賃上げにより**担い手の処遇を改善**すること、そのために、建設業者が賃金の原資である**労務費を適正に確保**できるようにすること
  - **発注者を含む関係者の行動変容**により、担い手の賃金を競争原資とした**ダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換**すること

が不可欠です。

- ▶ そのため、建設業法等が改正され、**令和7年12月から**、建設工事の請負契約の**価格交渉・契約締結**について新たなルールが**適用**されることになりました。

発注者の皆様におかれては、

**以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。

-  工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください
-  提出された見積書に対し、**労務費等<sup>※</sup>が著しく低くなるような見積り変更**  
**依頼はしない**でください  
これに違反して契約締結した場合は、**勧告・公表の対象**となる可能性があります
-  従前に引き続き、  
取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に**  
**満たない金額による契約締結はしない**でください
-  技能者を雇用する建設業者は、**労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保**  
**する必要があることに留意**してください

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

建設業者の皆様におかれては、**受注に当たって、以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。



**労務費等が著しく低くなるような見積りはしないでください**

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります



**適正な労務費を算出した上で労務費等<sup>※</sup>を内訳明示した見積書を作成・提出し、これを10年間保存してください**

注文者から請求があった場合は、契約成立までに見積書を交付しなければなりません



**正当な理由なく、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください**

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります

建設業者の皆様におかれては、**注文に当たって、以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。

-  工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください
-  提出された見積書に対し、**労務費等<sup>※</sup>が著しく低くなるような見積り変更依頼はしない**でください  
違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります
-  従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**でください  
違反した場合は、国土交通大臣等の**指導**又は**公正取引委員会への措置請求**対象となる可能性があります
-  技能者を雇用する建設業者は、**労務費だけでなく雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

技能者の処遇を犠牲にした**いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅**し、技術に基づく**健全な競争環境**を、建設工事の取引に関わる**全ての当事者のパートナーシップ**のもとで実現するため、

以下について**ご理解・ご協力**をお願いいたします。



技能者と適切に**雇用契約を結ぶ**とともに、**CCUS能力評価**の受検、**CCUSレベル別年収**水準での賃金支払いを推進してください



「**建設技能者を大切に**する**企業の自主宣言制度**」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください



**書面での請負契約締結**を徹底するとともに、契約に**コミットメント条項**を積極的に導入し、契約当事者間での**適正な労務費**の支払い、技能者へ**適正な賃金**の支払いの確認を推進してください



適正な労務費(賃金の原資)確保に併せて、**適正な工期**を確保してください

通常必要と認められる期間に比べ**著しく短い工期**による契約締結は、**注文者・受注者とも禁止**されています